

# 報告書「日本の産業競争力」

2011年4月7日

日本経団連

産業問題委員会



### はじめに

- ・東日本大震災を踏まえ、被災地の経済・産業の復興、災害リスクに対応した産業のあり方を経団連として今後検討
- ・一方で産業を取り巻くその他の中長期的な課題にも対応が必要。震災前におこなっていた検討結果を本報告書にとりまとめ

### 1. 日本経済の課題：低迷する設備投資

- ・新たな財・サービスを生み出す設備投資は減少傾向
- ・98年度以降、新たな投資<減価償却
- ・国全体として付加価値を創出する潜在的力を喪失

### 設備投資低迷の要因

- ・期待成長率の低下  
⇒アジアとの投資収益率の差が大きい
- ・デフレの継続
- ・工場建設等の規制

### 2. 産業別需給ギャップ額の分析：その示唆

- ・推計では2009年の需給ギャップ額は製造業で28兆円、非製造業で10兆円
- ・需給ギャップの解消には輸出振興による需要の拡大が必要
- ・とりわけ近年では、新興国・途上国向けの輸出が重要

### 3. 構造改革のあり方

- ・国内の期待成長率を向上させ、実際の経済成長に結び付けていくためにはTPPへの参加等を通じて高いレベルの経済連携を推進することが必要
- ・経済連携の推進⇒アジアのダイナミックな成長力との一体化⇒国内の期待成長率、設備投資の増加

#### 構造改革の具体的施策

関税の引き下げだけでなく、サービス貿易や知的財産権などの国際的なルールづくりという面で、経済連携の効果を最大化するための方策を実施

- 開かれた国づくりの基盤-人材の育成・確保
- 経済連携の効果を最大化する改革-運輸、資本市場、国際標準化
- 国際競争に対応していくための改革-農業、労働市場

#### 【分野別の施策】

- <国際的に活躍できる人材の育成、大学の国際化、優秀な留学生受け入れ>
- <人材育成の基盤としての大学教育の質の保証> <外国人材の受け入れ>
- <貿易手続きなど運輸分野の改革> <わが国資本市場の活用促進>
- <国内での新産業・新事業の創出> <戦略的な国際標準化の推進>
- <力強い農業の実現> <柔軟性に富む労働市場の確保>

#### 国内投資の魅力向上

- ・アジア諸国との比較において事業環境の国際的なイコール・フットィングの確保が必須
- ・日本はアジアと比べ立地コスト高

#### 【立地コストの比較例(日本：100)】

	日本	タイ	中国	星
法人税	100	74	61	42
物流	100	82	63	38

#### 新成長戦略の実現と

#### 重点的に進めるべき26の施策

「新成長戦略実現2011」のうち、雇用や投資の創出を図る上で高い効果が期待できる26の施策を本年重点的に進めるべき

#### 主要国の産業政策

主要国でも新たな産業政策を実施。こうした動向を踏まえた政策面のイコール・フットィングが必要

### おわりに

- ・日本経済が再び成長し国民一人ひとりの豊かさを向上させていくためには、グローバル化の時代である21世紀に相応しい構造改革が必須
- ・国際競争の観点から諸外国の動向を踏まえ客観的な政策分析を実施すべき。これをベンチマークとし、イコール・フットィングを図ることで競争力を維持、強化
- ・競争力の強化を図る一方、きめ細かいセーフティネットの施策を用意すべき



はじめに.....	1
(1) 震災からの復興に向けて .....	1
(2) 報告書の骨子 .....	2
1. 設備投資からみた日本経済の課題.....	3
(1) 低迷する国内の設備投資 .....	3
(2) 設備投資低迷の要因 ―期待成長率の低下― .....	5
2. 産業別需給ギャップ額に基づく分析.....	12
3. 構造改革のあり方.....	18
(1) 構造改革の具体的施策 .....	19
① 開かれた国づくりの基盤―人材の育成・確保 .....	19
② 経済連携の効果を最大化する改革―運輸、資本市場、国際標準化 .....	19
③ 国際競争に対応していくための改革―農業、労働市場 .....	20
④ 分野別の具体的施策 .....	22
<国際的に活躍できる人材の育成、大学の国際化、優秀な留学生受け入れ> .....	22
<人材育成の基盤としての大学教育の質の保証> .....	24
<外国人材の受け入れ> .....	26
<貿易手続きなど運輸分野の改革> .....	28
<わが国資本市場の活用促進> .....	29
<国内での新産業・新事業の創出> .....	31
<戦略的な国際標準化の推進> .....	32
<力強い農業の実現> .....	33
<柔軟性に富む労働市場の確保> .....	35
(2) 国内投資の魅力向上 .....	36
(3) 新成長戦略の実現と重点的に進めるべき 26 の施策 .....	37
(4) 主要国の産業政策 .....	39
おわりに.....	41
<b>別添 1</b> 産業別需給ギャップ額の推計方法 .....	43
<b>別添 2</b> 21 世紀政策研究所による分析.....	45
<b>別添 3</b> 新成長戦略「2011 年に見込まれる主要な成果と課題」評価.....	47

## はじめに

### (1) 震災からの復興に向けて

東日本大震災で被災された方々に、心からのお見舞いを申しあげる。日本経団連としても、被災地の一日も早い復興に向け、政府、自治体、NPO・NGO等との連携を図り、最大限の支援をしていく所存である。

震災の影響は日本のみならず世界全体にも波及している。経済面では、震災直後に急速な円高や株価の下落が起こり、これらが世界経済に与える影響についてG7の間でも懸念が示され、為替市場における協調介入が実施された。このような危機に対し、各国の連携により迅速な対応が取られたことを歓迎したい。また、中長期的には、震災が引き起こした経済、産業上の課題にも取り組んでいかなければならない。具体的には、災害などのリスクに対応した産業のあり方、被災地の経済・産業の復興等について、具体的な方向性を得て実施していくことが欠かせない。このため経団連では、今回の震災を踏まえ、より強い産業基盤を構築するための提言を今後も行っていくこととしている。

また、中長期的な観点では、震災からの復興に加え、税・財政・社会保障制度の一体的改革、経済連携やWTOを通じた自由貿易の推進、事業環境の国際的なイコール・フットィングの確保、デフレの克服など国民生活や経済活動に直結する重要な課題についても遅滞なく解決策を講じて行くことが欠かせない。

本報告書はこうした視点から、日本の産業競争力の強化について、特に国内投資の促進と期待成長率の向上について検討して来た結果をまとめたものとなっている。本報告書の検討は東日本大震災が発生するよりも前に行われていたため、震災やエネルギー基本計画の動向を十分に踏まえたものとはなっていないが、今後の経済、産業の復興を考える上でも幾分の示唆を与えるものと思慮する。繰り返しとなるが、経団連としては本報告書の内容も踏まえつつ、震災からの経済、産業の復興に向けた活動を続けていく所存である。

## (2) 報告書の骨子

本報告書の骨子は次の通りである。

わが国経済は、長引くデフレや円高の継続、需要の不足、厳しい雇用情勢など様々な課題を抱えたまま自律的回復の展望が開けない状況となっている。

実際、日本の経済活動を設備投資の観点から考察すると、新たな財やサービスを生み出す基となる設備投資は減少傾向にあり、国全体として付加価値を生み出す潜在的な力が失われている状況にある。国内の設備投資が進まない背景には国内経済の期待成長率が低下していることがあり、期待成長率を上昇させるとともに、アジアとの間の投資収益率の差を縮めて行くことが欠かせない。そのためには成長するアジア諸国との連携を深め、アジアの持つダイナミックな成長力の中に日本を抱合させて行くことが必要である。

また産業別の需給ギャップ額を分析すると、需給ギャップを解消するためには輸出振興による需要の拡大が必要であることが判る。とりわけ新興国・途上国向けの輸出が重要な地位を占めつつあり、これらの国々との経済的な連携を強めて行くことが、国内の期待成長率を上げるとともに、それを実際の経済成長に結び付けて行くために肝要である。

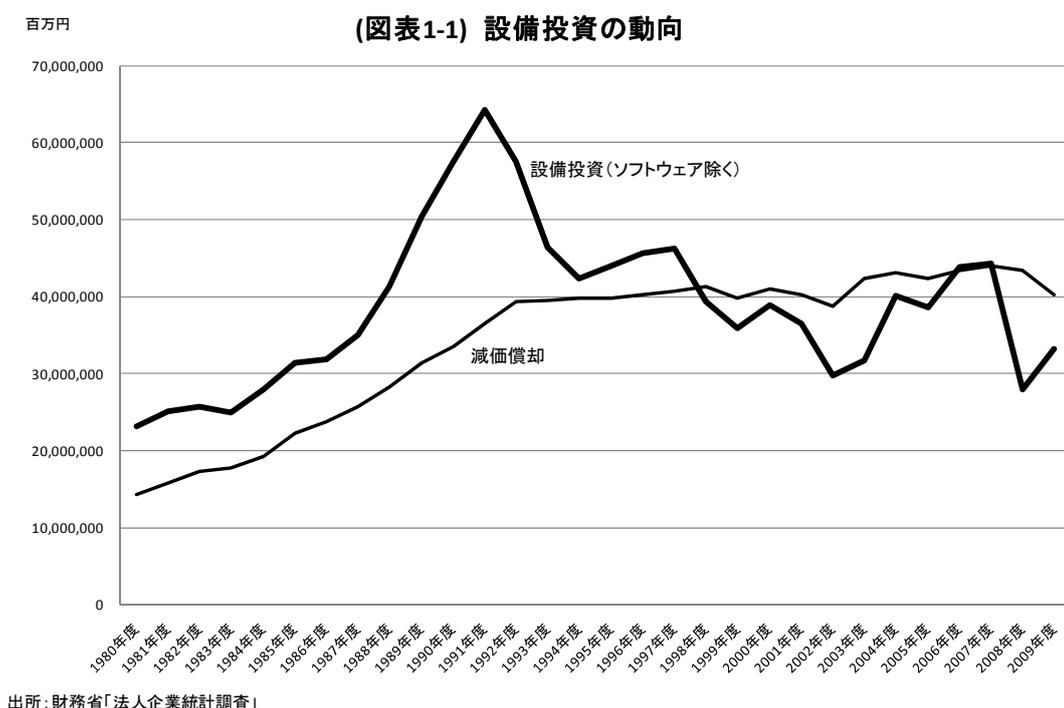
本報告書はこうした観点から、低迷する経済状況を打開するための方策として、TPPへの参加等を通じて高いレベルの経済連携を積極的に推進し、アジアのダイナミックな成長力を取り入れることが必要であると指摘している。その上でこうした課題を解決するため、構造改革、国内投資の魅力向上、新成長戦略の実現と重点的に進めるべき施策などについて具体的な施策を提言している。

## 1. 設備投資からみた日本経済の課題

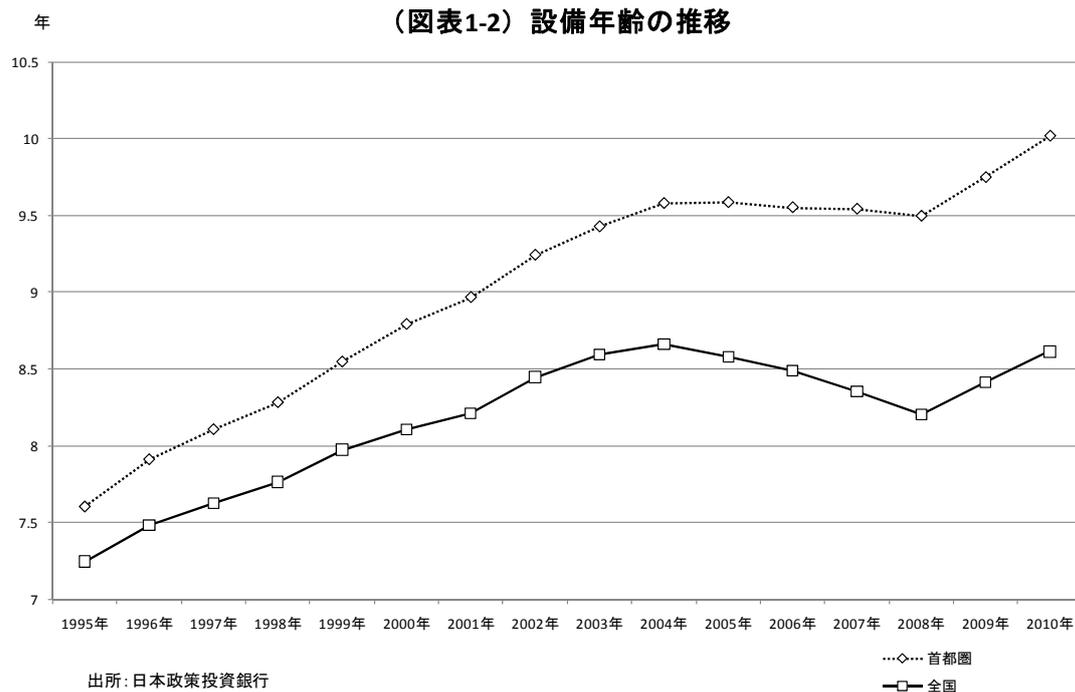
### (1) 低迷する国内の設備投資

長引くデフレや円高の継続、需要の不足、厳しい雇用情勢など、経済の自律的回復を図っていく上で、わが国経済の抱える課題は極めて多い。これらの課題はリーマンショックによって大きく顕在化されたが、すでにそれより以前から始まっていた人口の減少、急速な高齢化のもとで、国内市場の縮小、厳しさを増す国際競争、危機的な財政状況など構造的な課題が蓄積されていたのも事実である。

実際、企業活動の側面から日本の経済活動を考察すると、新たな財やサービスを生み出す基となる設備投資は、1991年度をピークに減少する傾向にある。とりわけ1998年度からは減価償却が設備投資を上回るようになっており、日本全体として設備ストックが減少し始めていると言える（図表1-1）。



また、製造業が保有する製造設備も老朽化が始まり、設備が稼働してからの年数を示す設備年齢は上昇傾向を描き、1998年の7.7年から2010年の8.6年へと1年近く伸びている（図表1-2）。



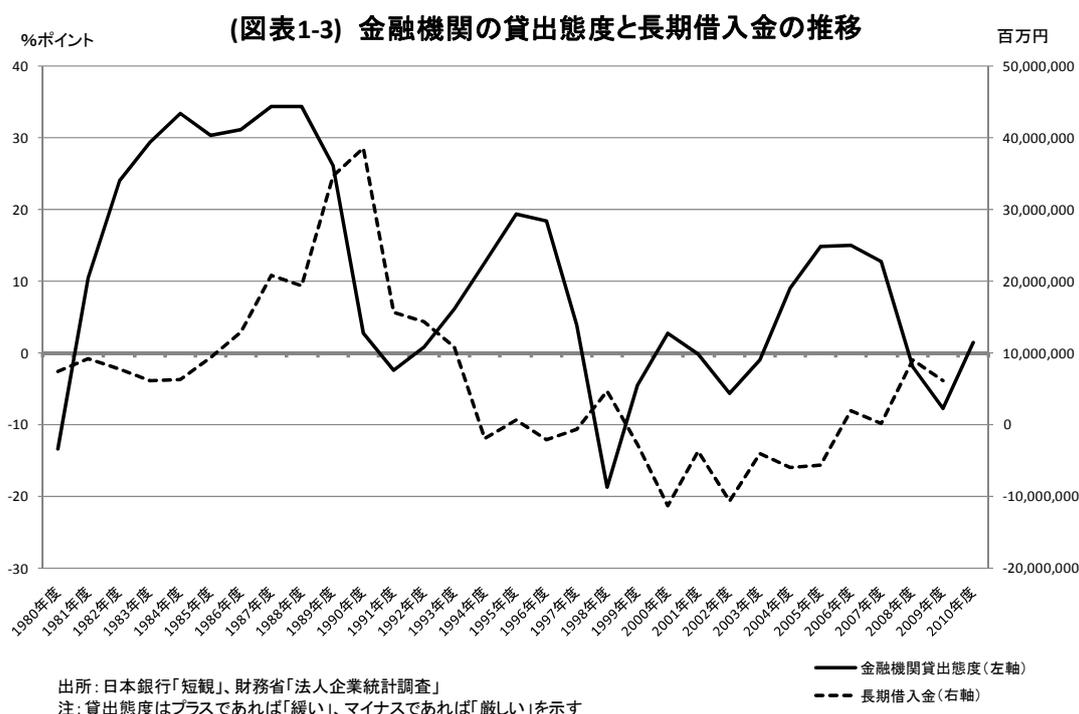
言うまでもなく設備投資は直接的にも間接的にも経済成長の一翼を担う重要な経済活動である。直接的には設備の設置によって一般機械などの消費が行われ、間接的には設置された設備を通し生産活動が行われることで新たな付加価値が生み出され、雇用の創出に繋がる。逆に設備投資が手控えられれば、企業による消費・生産や、それに伴う雇用の創出は減少していく。

一般的に設備投資の規模は景気変動による大きな影響を受けるものの、わが国では設備投資の低迷が中長期的に続いており、国全体として付加価値を生み出す潜在的な力を失っていることになる。

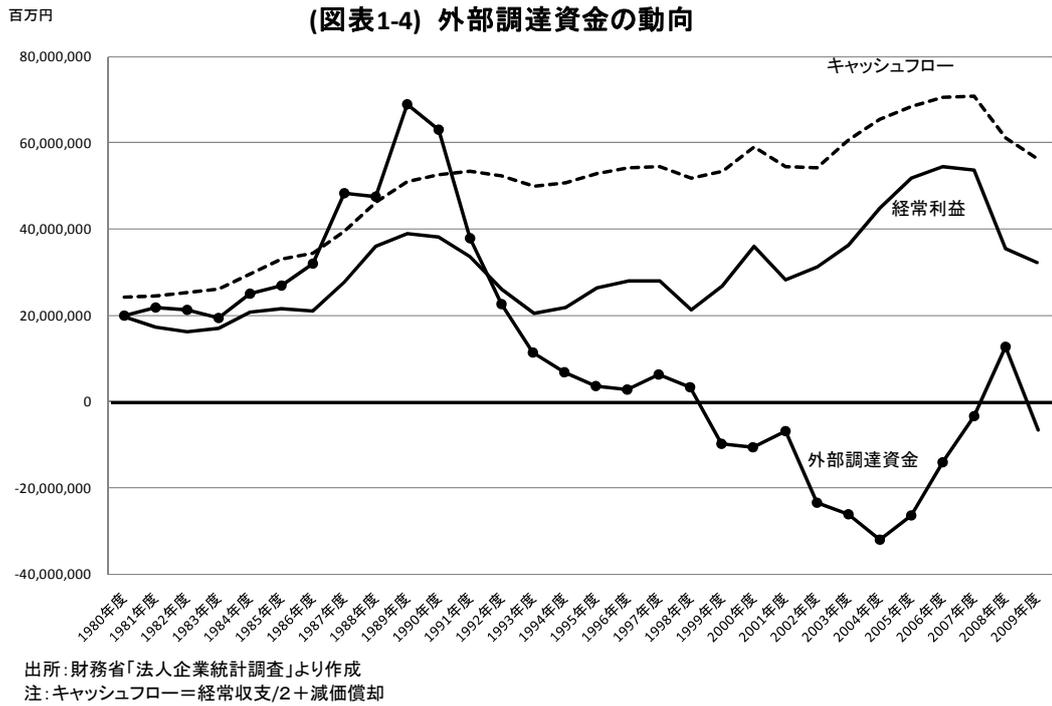
## (2) 設備投資低迷の要因 一期待成長率の低下

設備投資が低迷する要因は、景気悪化の他に3つほど考えられる。第一に企業に投資をする財政的余力が無いこと、第二に有望な投資案件が見つけれず投資意欲が停滞していること、第三に資金や投資案件はあるものの規制など何らかの要因があり実際に投資行動に移せない状況にあることである。

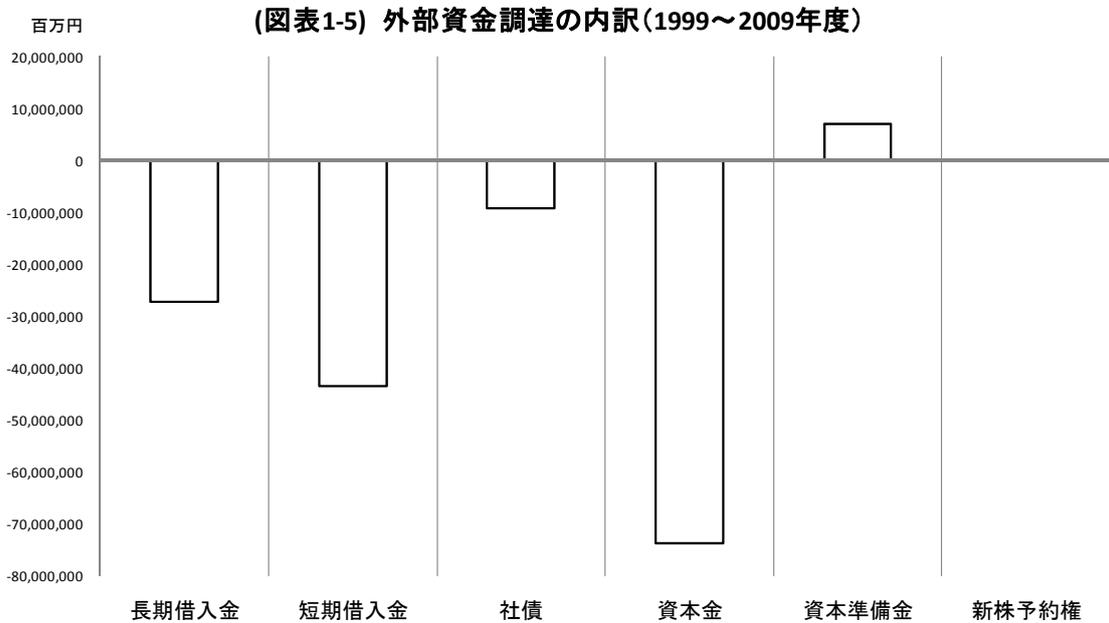
まず設備投資のために財政的余力がないとすれば、企業は金融機関による長期融資を受けられない状態にあると想定できる。しかし、金融機関の貸出態度と長期借入金の関係を見ると、金融機関の貸出態度が緩い時であっても企業による長期借入金は増えてない。バブル期のように企業が融資を望み金融機関がその資金需要に応えられる状況にあれば、長期借入金と金融機関の貸出態度は正の相関関係となり、長期借入金も経済全体で増加するはずであるが、2000年代にはこうした傾向は必ずしも見られなかった（図表1-3）。



また、マクロで企業の財務状況を見る限り、経常利益とキャッシュフローが増加する一方、外部調達資金が1999年度以降マイナスになっていることから、財政的な余力については投資の制約要因になっていない可能性が高い（図表1-4）。



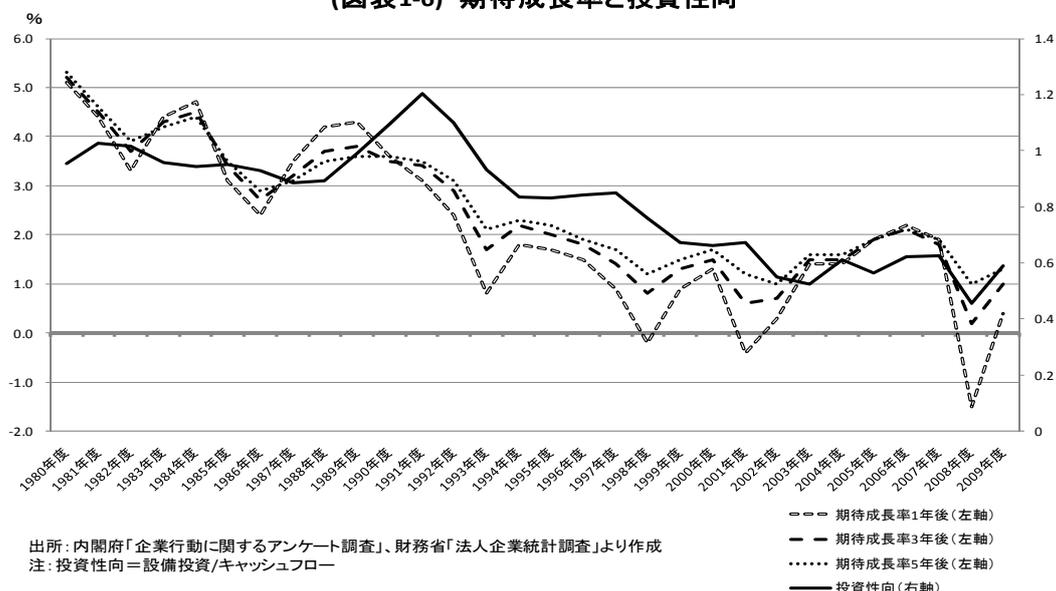
外部調達資金はリーマンショックの影響を受けた2008年度を除き1999年度からマイナスが続いているが、その大きな要因は減資、つまり資本金がマイナスになったことである(図表1-5)。



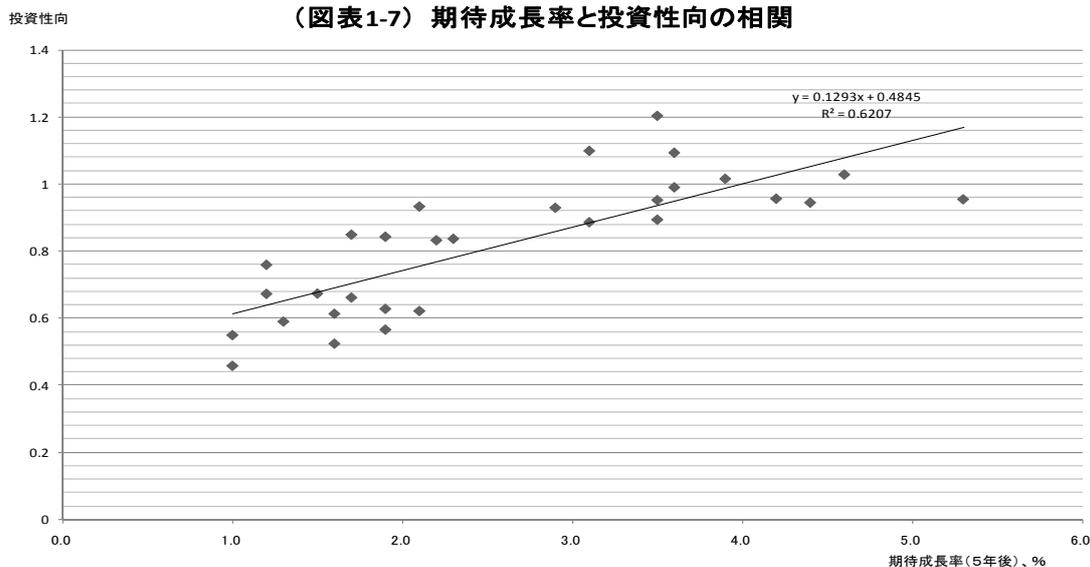
資本金のマイナスは2001年度から続いているが、これは日本企業の資本調達  
が縮小したことを意味しており、本来であれば投資や雇用の増加に充てること  
のできた資金が減資という形に姿を変えてしまった可能性がある。企業が資金  
の使い道として、新たな投資ではなく自らの資本の縮減を選んだ背景には、国  
内の投資に対する魅力が薄れていることが強く影響している。

企業が予想する国内経済の成長率（期待成長率）とキャッシュフローに占め  
る投資の割合（投資性向）を見ると、投資性向は期待成長率に概ね沿った動き  
をしていることが判る（図表1-6、1-7）。

(図表1-6) 期待成長率と投資性向



(図表1-7) 期待成長率と投資性向の相関



企業は新たな投資を行う際、対象となる市場の規模がどれほど大きくなるかを重要な判断材料としている。通常、経済成長率が低ければ市場も高い成長が見込めないため、結果的に企業の投資意欲は将来的な経済成長の影響を受けることになる。また、デフレの状態が続くことで期待成長率が押し下げられる一方、実質金利が上昇する。これにより、企業としても資金調達をして新たに投資を行うコストが高くなっていることも投資意欲の減退に影響している。

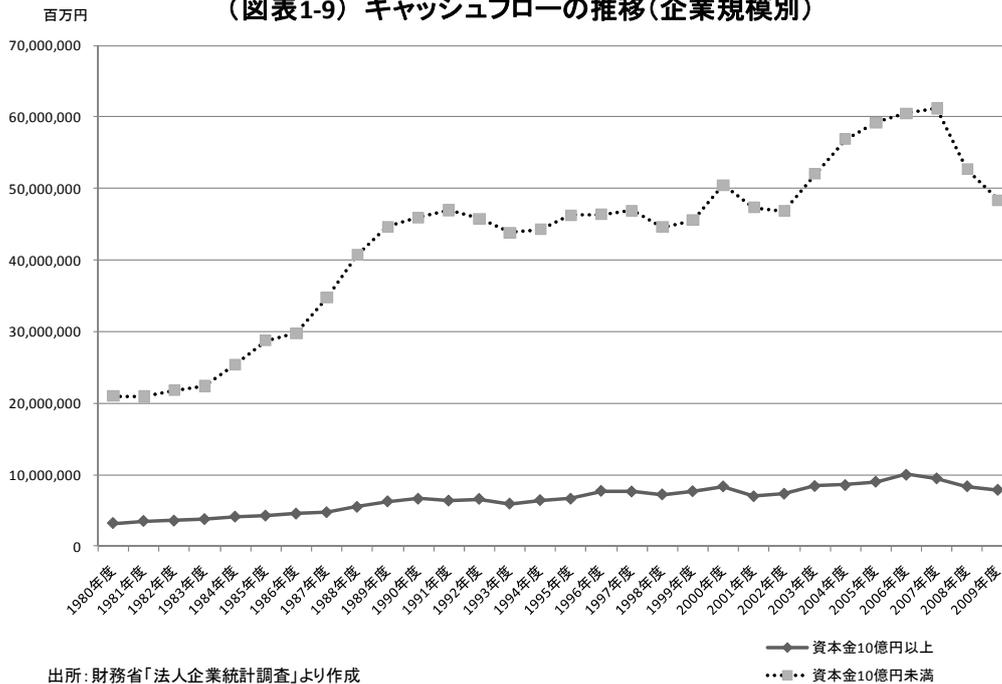
このため、国内に魅力的な投資案件を生み出すためにも、期待成長率を高めるとともにデフレを克服して行くことが設備投資を増加させるために必要である。

なお、設備投資の推移を企業規模別に見た場合、資本金10億円未満の中堅・中小企業の投資が、資本金10億円以上の大企業に比べて伸び悩んでいることが判る（図表1-8）。



中堅・中小企業は80年代まで大企業の投資をしのぐ勢いであったが、90年度以降は勢いが見られなくなっている。一方で、中堅・中小企業のキャッシュフローは90年度以降増加しており、大企業のキャッシュフローよりも大きな伸びを示している（図表1-9）。

(図表1-9) キャッシュフローの推移(企業規模別)

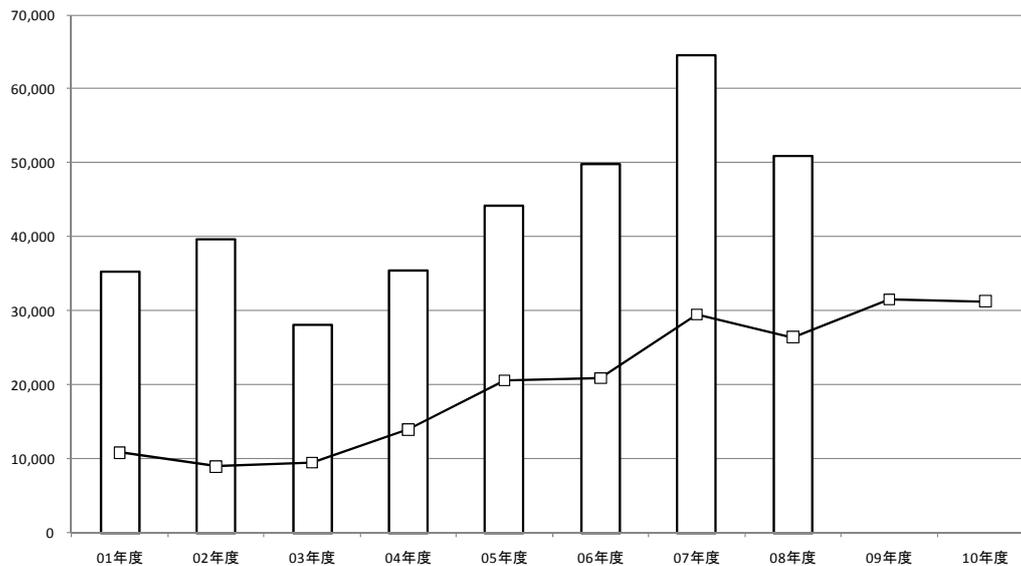


これらのことから、中堅・中小企業は自身の持つキャッシュフローをうまく投資に活かすことができない状態にあり、日本全体の設備投資が伸び悩む原因になっていると考えられる。

大企業、中堅・中小企業を問わず魅力的な投資案件とは投資収益率の高い事業に他ならない。日本国内の投資収益率とアジアに投資した場合の収益率を比べると、明らかにアジア諸国に投資した方が収益率が高くなっているため、必然的に多くの企業はアジア諸国をはじめ外国への投資を増やすことになる。

またこうした投資による収益についても、日本国内の収益率が低いままであれば、国内に環流せず投資収益の高い国で活用されよう。実際、日本企業が海外の現地法人で行う設備投資は、日本企業が海外子会社から受け取る配当よりも高い水準が続いている。これは海外であげた収益を日本に環流するよりも現地で投資などに回したいとの企業の意向を反映したものと考えられる。海外子会社の収益を日本国内に環流させるため、政府は2009年4月に海外子会社から受け取った配当について益金不算入とする制度を導入した。こうした措置も貢献し2009年度の受取配当は伸びたものの、大幅な増加には至らなかった(図表1-10)。

億円 (図表1-10) 現地法人の設備投資と海外子会社からの受取配当の推移



出所: 経済産業省「海外事業活動基本調査」、日本銀行「国際収支統計」  
注: 10年度の受取配当は第4四半期分が未公表のため、09年度の第4四半期の実績値を適用した

■ 現地法人の設備投資  
—□— 海外子会社からの受取配当

企業が海外で稼いだ収益を日本国内に戻し、それを国内の設備投資につなげていくためには、税制上などのインセンティブ措置に加えアジアとの間の投資収益率の差を少しでも縮めていくことが必要である。

なお、中堅・中小企業が自身のキャッシュフローをうまく投資に活用できていない理由は、大企業のように海外への投資を増やすことができないため、有用な資金の活用先を見つけにくくなっていることにあるとも考えられる。また、大企業による国内向けの設備投資が外国への設備投資ほどには増えないため、国内取引先の中堅・中小企業の設備投資も手控えられるようになった可能性もある。

最後に、資金や投資案件はあるものの規制など何らかの要因があり実際に投資行動に移せないという可能性については、工場などの建物の建設に係る規制が挙げられる。企業の中には点在した生産拠点を一つの拠点に集約するため、大規模な建物の建設を検討するところもあるが、容積率の規制により実現までに大きなハードルが存在する。

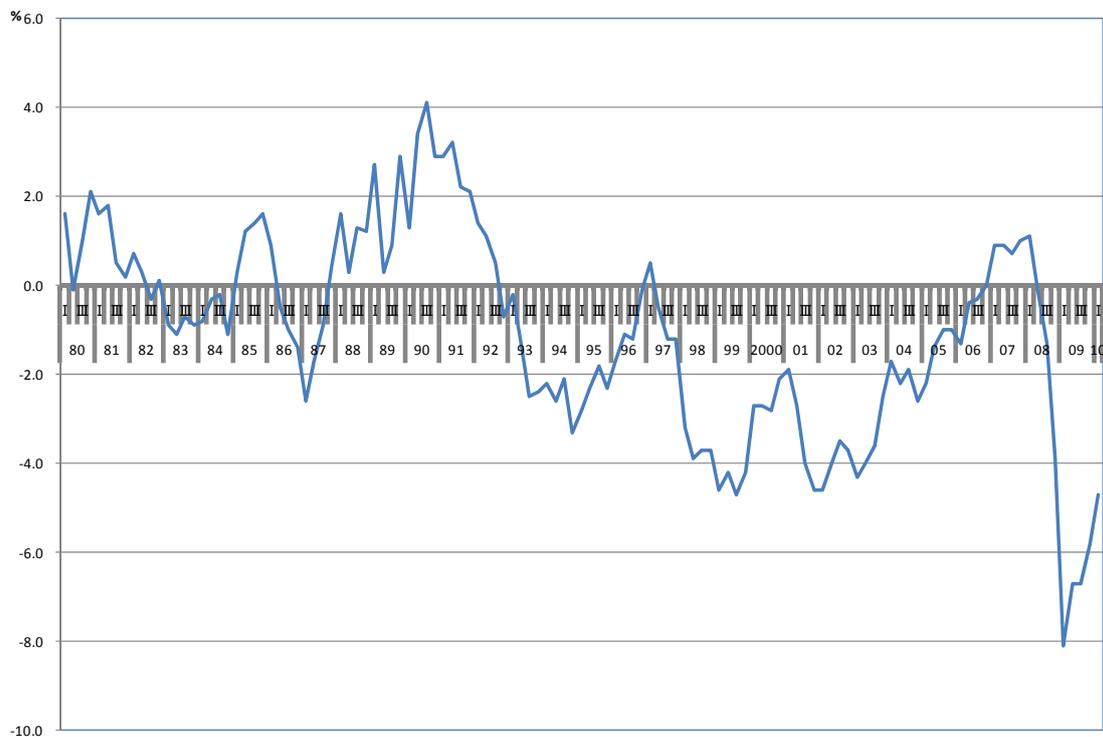
また、工場が既存不適格建築物（現行の建築基準等から見て不適格な部分が

生じている建築物)であった場合、その建物に接続して建設できる建築物の面積は既存不適格建築物の2分の1と定められており、工場の増改築の妨げになっている。

## 2. 産業別需給ギャップ額に基づく分析

内閣府によると、2009年のわが国のGDPギャップは過去最大のマイナスとなった（図表2-1）。

（図表2-1） GDPギャップの推移（四半期）



出所：内閣府

GDPギャップとは、潜在GDPと現実GDPの乖離がどれだけあるのかを表したものであり、一国全体の超過供給あるいは超過需要が潜在GDPに占める割合でもある。

GDPギャップはその計算方法から、一国全体として資本と労働という2つの要素が潜在的な水準に比べてどれだけ活用されているのかを示す指標と考えられ、2009年のGDPギャップを四半期毎に見ていくと、時期を追うごとに需給ギャップ額<sup>1</sup>が縮小していることが判る（図表2-2）。

<sup>1</sup> ここで言う「需給ギャップ額」とは、GDPギャップ（単位：%）を金額ベースに直したものとする。プラスであれば需要が供給よりも多い状態を指し、マイナスであればその逆を示す。以下では単純に「ギャップ額」と表記する

(図表 2-2) 2009 年四半期の需給ギャップ額

単位：億円

期 間	現実 GDP	ギャップ率(%)	潜在 GDP	需給ギャップ額
I	1,288,016	-8.1	1,401,540	113,524
II	1,320,194	-6.7	1,414,998	94,804
III	1,316,735	-6.7	1,411,291	94,556
IV	1,329,901	-5.8	1,411,784	81,883
年間	5,254,846	-6.8	5,639,613	384,767

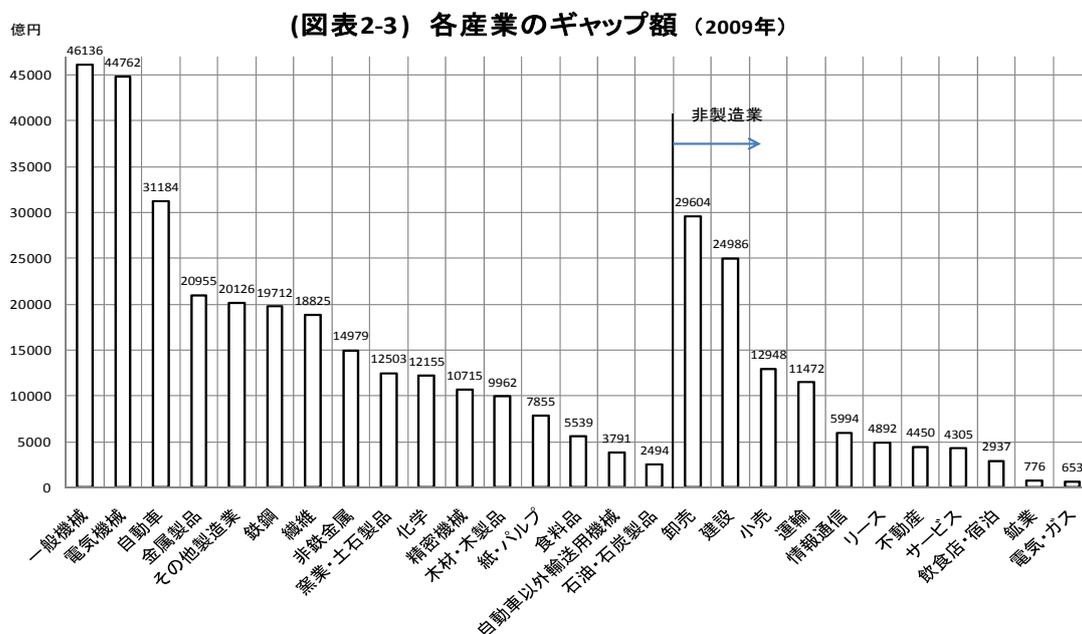
\* 現実GDPは実質季節調整系列を四半期額に算出して使用

\* 潜在GDP、ギャップ額は小数点以下切り捨て

出所：内閣府データより作成

つまり 2009 年の第 1 四半期にはギャップ額は 11 兆 3,524 億円であったが、第 4 四半期には 8 兆 1,883 億円へと減少している。そこで四半期毎にどの産業分野でどれだけのマイナスのギャップ額が存在していたのかを推計することで、リーマンショックによって大きな影響を受けた 2009 年の産業を分析してみることとする<sup>2</sup>。

産業別のギャップ額（需要不足額あるいは供給超過額）は、（図表 2-3）、（図表 2-4）の通りである。



<sup>2</sup> 産業別の需給ギャップ額の推計方法は別添 1 を参照のこと。また別個の推計となるが、21 世紀政策研究所では、2030 年にいたる日本の経済、産業について分析を行っている。この詳細については別添 2 を参照のこと

(図表 2-4) 各産業の需給ギャップ額 (2009 年四半期)

	2009年				合計
	I	II	III	IV	
全産業	113,524	94,804	94,556	81,883	384,767
一般機械	12,705	10,741	11,480	11,210	46,136
電気機械	17,363	10,856	9,588	6,955	44,762
自動車	12,160	7,823	6,374	4,827	31,184
金属製品	6,767	4,951	4,914	4,323	20,955
その他製造業	6,519	4,869	4,722	4,016	20,126
鉄鋼	5,804	4,788	4,869	4,251	19,712
繊維	5,823	4,349	4,302	4,351	18,825
非鉄金属	5,249	3,622	3,320	2,788	14,979
窯業・土石製品	3,973	3,013	3,027	2,490	12,503
化学	4,425	2,897	2,643	2,190	12,155
精密機械	3,333	2,675	2,429	2,278	10,715
木材・木製品	2,573	2,293	2,749	2,347	9,962
紙・パルプ	2,248	1,989	1,914	1,704	7,855
食料品	1,321	1,308	1,390	1,520	5,539
自動車以外輸送用機械	503	772	1,282	1,234	3,791
石油・石炭製品	864	673	699	258	2,494
卸売	8,254	6,940	7,432	6,978	29,604
建設	4,215	7,133	7,503	6,135	24,986
小売	3,384	3,696	3,300	2,568	12,948
運輸	3,385	3,087	2,970	2,030	11,472
情報通信	-382	1,363	2,689	2,324	5,994
リース	936	1,127	1,232	1,597	4,892
不動産	920	1,022	1,160	1,348	4,450
サービス	49	1,328	1,482	1,446	4,305
飲食店・宿泊	783	1,123	673	358	2,937
鉱業	140	233	300	103	776
電気・ガス	198	118	98	239	653

ギャップ額を製造業、非製造業に分けて見ると製造業は 28 兆 1,693 億円でギャップ額全体の 73%、非製造業は 10 兆 3,017 億円で同 27%となっている。産業全体の GDP に占める製造業の割合は 22%程度であるから、GDP ギャップでは製造業と非製造業の比率で逆転現象が起きていることになる。

中でも一般機械、電気機械、自動車の 3 分野でギャップ全体の 3 割に達しており、製造業の中でもこれらの産業における需要不足が GDP ギャップの拡大を牽引したことが判る。これは、2009 年の GDP の減少に最も寄与したのが自動車や IT 製品であったことや、これらの製品が鉱工業生産指数におけるマイナス要因の多くを占めたことと整合的である。

これら 3 分野についてギャップ額を四半期毎に見ると、第 1 四半期に最もギ

ギャップ額が大きかったのは電気機械で1兆7,363億円に上っている。しかしその後はギャップ額が減少し続け、暦年で一般機械を下回る水準となった。自動車についても電気機械と同様に需給ギャップ額は順調な減少軌道を描いている。これはエコポイントやエコカー減税・補助金などの経済対策が国内外で実施された結果、需要が喚起された結果であると考えられる。

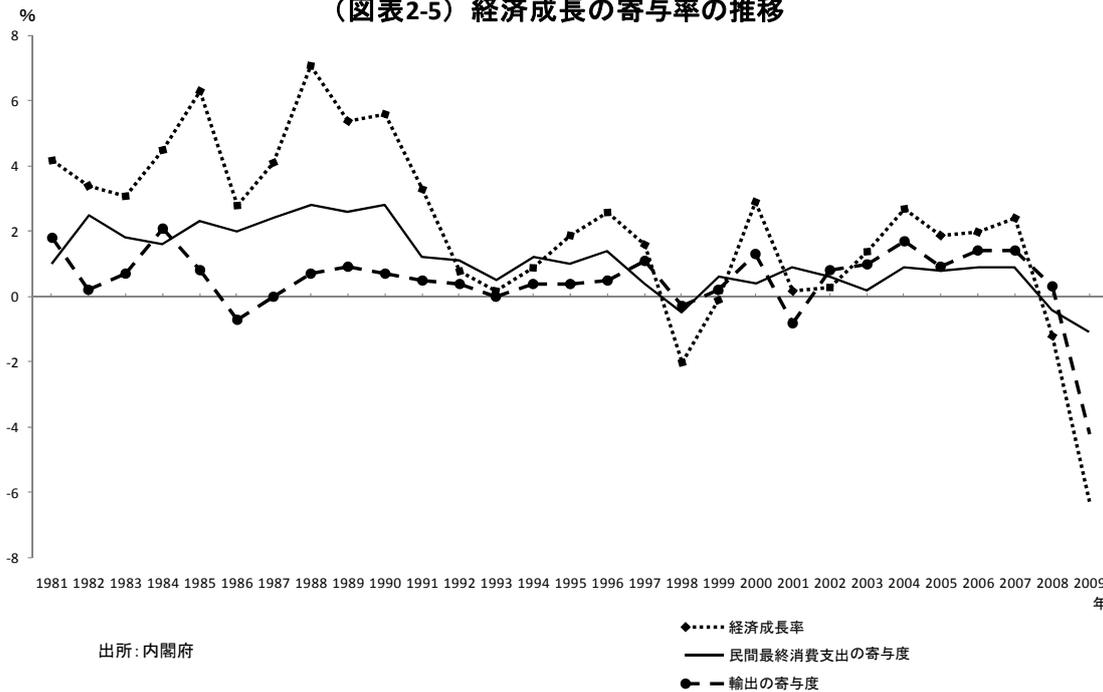
一方、一般機械は第1から第4四半期にかけてギャップ額が回復しなかった。

電気機械や自動車と異なり、工作機械等を主な構成要素とする一般機械は最終消費ではなく設備投資による需要が大きい。そのため、消費の下支え策によって最終消費が喚起されたのと対照的に、国内外の設備投資が控えられたために一般機械の需要が回復しなかったと推測される。

電気機械や自動車以外の製造業に関しても、第1から第4四半期にかけてギャップ額は概ね減少したが、これは輸出の回復が牽引役となったことが大きいと思われる。一方で、内需型の産業である非製造業については、GDPギャップ全体に占める比率は大きくはなかったもののギャップ額が時期を追うにつれ増加する傾向があったことが判る。また、非製造業の中でも貿易業を含む卸売については、ギャップ額が大きくなったが、これは内需型の小売と比べて輸出の影響を受けやすかったことに起因すると考えられる。

こうしたことを考えると、GDPギャップは輸出の増減による影響が非常に強く生じていることが判る。そもそもわが国の経済は1997年を境に輸出が成長を牽引する構造に変化しており、経済政策を考える上で輸出振興が大きな比重を占めるようになっている（図表2-5）。

(図表2-5) 経済成長の寄与率の推移

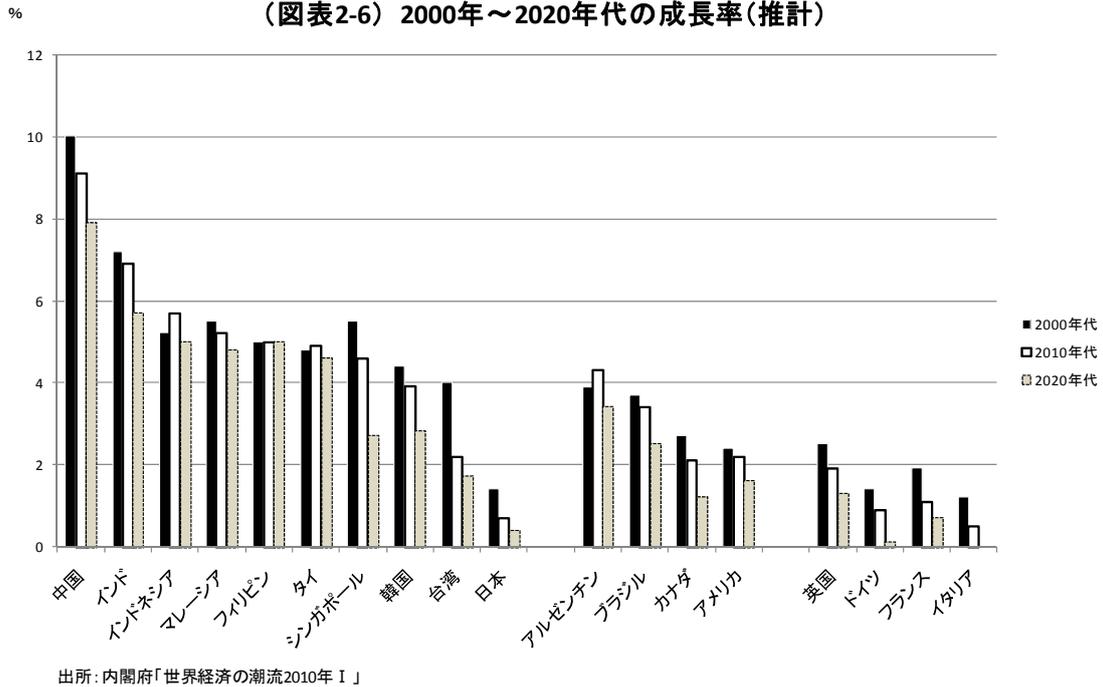


輸出主導型の経済である韓国でも、日本と同じ様にリーマンショック直後の輸出の激減が経済に大きな影響を与えたが、2009年の第2四半期以降は輸出が景気の回復を牽引している。逆に欧米諸国では景気の回復が日本や韓国ほど早いものでなかった。この理由の一つとして挙げられるのは、日本や韓国は新興国向けの輸出の割合が高いことが考えられる。日本や韓国はリーマンショック後も内需が好調であった新興国と経済的な結びつきが強かったために、他の先進国に比べいち早く景気を回復することができた。

こうしたことを考えると、製造業における輸出が経済成長に大きな影響を占めているわが国では、輸出振興による需要の拡大がGDPギャップの解消のための極めて有効な施策で有ることが判る。とりわけ新興国・途上国向けの輸出が重要な位置を占めつつあり、これらの国々との経済的な連携を強めて行くことが国内の期待成長率を上げるとともに、それを実際の経済成長に結び付けて行くために肝要である。

なお、新興国・途上国の成長は今後も高いレベルで続いて行くと考えられる。特に、アジア諸国の成長力は他の地域と比べても格段に高い(図表2-6)。

(図表2-6) 2000年～2020年代の成長率(推計)



日本の成長率が1%弱の低水準に留まるのであれば、今後も設備投資が低迷する可能性が高い。仮に成長率が低水準なまま設備投資が旺盛になったとしても過剰な設備を抱えることとなり、深刻な超過供給の状態となってしまう。日本が持続的な成長を実現するためには、アジア諸国をはじめとした新興国との連携を一層強めながら、それら国々の持つダイナミックな成長力の中に自らを抱合させて行くことが欠かせない。

今こそTPP（環太平洋経済連携協定）への参加等を通じて、高いレベルの経済連携を積極的に推進し、平成の開国に挑むことが求められている。

### 3. 構造改革のあり方

これまでみてきたように日本国内の設備投資が低迷する中、国内投資を活性化するとともにGDPギャップを解消していくためには、アジアのダイナミックな成長力の中に日本を抱合させていくことが求められる。そのためにはTPPをはじめ各国との経済連携を積極的に推進していくことが不可欠である。とりわけTPPについては環太平洋という巨大な経済圏であり、アジア諸国をはじめ潜在的に高い成長力を持つ国々が多く、その経済的な効果は極めて高い。またこうした巨大な経済圏において策定されるビジネスのルールづくりに、通商立国である日本が参加する意義も大きい。

しかしながらTPP等の締結に当たっては日本として解決すべき課題が多いのも事実である。実際、日本の産業の中には、厳しい国際競争に対応するため抜本的な構造改革を必要とするものもある。まずは環太平洋で巨大な自由貿易圏が形成された場合を想定し、こうした自由貿易圏においても他国との競争に負けることのない体力を各産業が備えることが欠かせない。また自由化の恩恵を最大限に享受できるよう、既に強みを持つ産業であってもその力を一層伸ばしていくことが肝要である。その際には、関税の引き下げという側面だけでなく、サービス貿易や知的財産権などの国際的なルールづくりという面で、経済連携の効果を最大化するための方策を実施していくことが不可欠である。

以下ではこうしたことも踏まえ、平成の開国に向けて必要となる国内の構造改革のあり方や、事業環境の国際的なイコール・フットイングを確保することによる国内投資の活性化を提言する。

## (1) 構造改革の具体的施策

### ① 開かれた国づくりの基盤—人材の育成・確保

各国との経済連携を積極的に推進し、その成果を十二分に享受するためには、人材の国際化を推進し、人的な面からもアジアを始めとした各国との結び付きを強めて行くことが欠かせない。このためまずは開かれた国づくりの基盤として、国際的に活躍できる国内人材の育成と外国人材の受け入れの2つの施策を推進していくべきである。

とりわけ海外留学や海外駐在等を通じて若者が能力を高められるよう、日本人の若者の国際感覚を涵養するとともに、国際的にも活躍できる人材の育成を大学改革や優秀な留学生の受け入れ等を通じて図っていくことが必要である。その際には大学教育の質を高める施策も同時に実施することが求められる。

また、外国人材の受け入れについては、高度人材に対するポイント制を早期に実施するとともに、高度人材の受け入れを促進するため、その家族についても円滑な入国・在留が可能となるよう制度設計を行うべきである。これに加え、現在、専門的・技術的分野とみなされている人材に加え一定の資格や技能を有する人材も就労できるよう、ポイント制を活用した幅広い外国人受け入れのための制度を導入することや、外国人研修・技能実習制度を見直し、高度な技能を取得した者も高度技能人材の受け入れ対象とすることが考えられる。また、政府として外国人施策を一体的、総合的に実施するため「多文化共生社会推進基本法」を制定し、国として総合的なビジョンの策定・実施を図っていくべきである。

### ② 経済連携の効果を最大化する改革—運輸、資本市場、国際標準化

次に、各国との経済連携による効果を最大限にするため、貿易手続きを始めとした運輸分野の改革や資本市場の活用、積極的な国際標準化戦略を推進して行くことが必要である。

例えば運輸分野では、税関、出入国管理、検疫といったいわゆるC I Q (Customs : 税関、Immigration : 出入国管理、Quarantine : 検疫) について、現場での職員の融通や業務の民間委託等を進めるとともに、首都圏空港を含めた

オープンスカイの更なる推進によって、人やモノの移動を円滑化することが重要である。

また、アジア市場の成長に比べて地位が低下しつつあるわが国資本市場をアジアの金融センターとするため、債券発行の低コスト化や手続の簡素化を図るとともに、各国の会社法などの整備を積極的に支援しわが国法制度と親和性の高い市場を各国に形成することが求められる。国内資本市場の活性化という点では、継続的な投資教育等を通じて個人の金融リテラシーを高めるとともに、私的年金制度の改善・普及を図っていくことが必要である。例えば、個人型確定拠出年金に関しては、いわゆるマッチング拠出制度の導入を盛り込んだ年金確保支援法案が提出されている。同制度の早期実現を図るとともに、確定拠出年金の普及を進めるため、企業年金制度を持つ企業の従業員や国民年金の第3号被保険者に対しても個人型確定拠出年金の加入を認めるなど対象範囲を広げることも考えられる。また米国のIRA（Individual Retirement Account）を参考にして、わが国の私的年金制度の充実を図ることも有用である。

加えて、新たな産業の育成や企業の国際競争力強化の観点から、長期資金やリスクマネーの安定的な供給、金融危機にも対応できる産業金融の基盤強化も必要である。こうした施策は、将来の成長を牽引する新産業・新事業の創出に資するものであり、手続きの回数や所用日数などの起業コストの削減と並んで実施すべきである。

国際標準化に関しては、今後成長が見込まれるインフラ・システム分野の標準化の加速、わが国の認証機関で認証を得れば輸出先の国でも認証を得たものと扱われる「相互認証協定」の締結などを進めるべきである<sup>3</sup>。

### ③ 国際競争に対応していくための改革－農業、労働市場

なお、これらは経済連携の成果を最大限にするための施策であるが、TPP等の推進に当たっては、厳しい国際競争に対応できるだけの体力を各産業が持つことも不可欠である。例えば農業分野については、国民に食料を供給する極

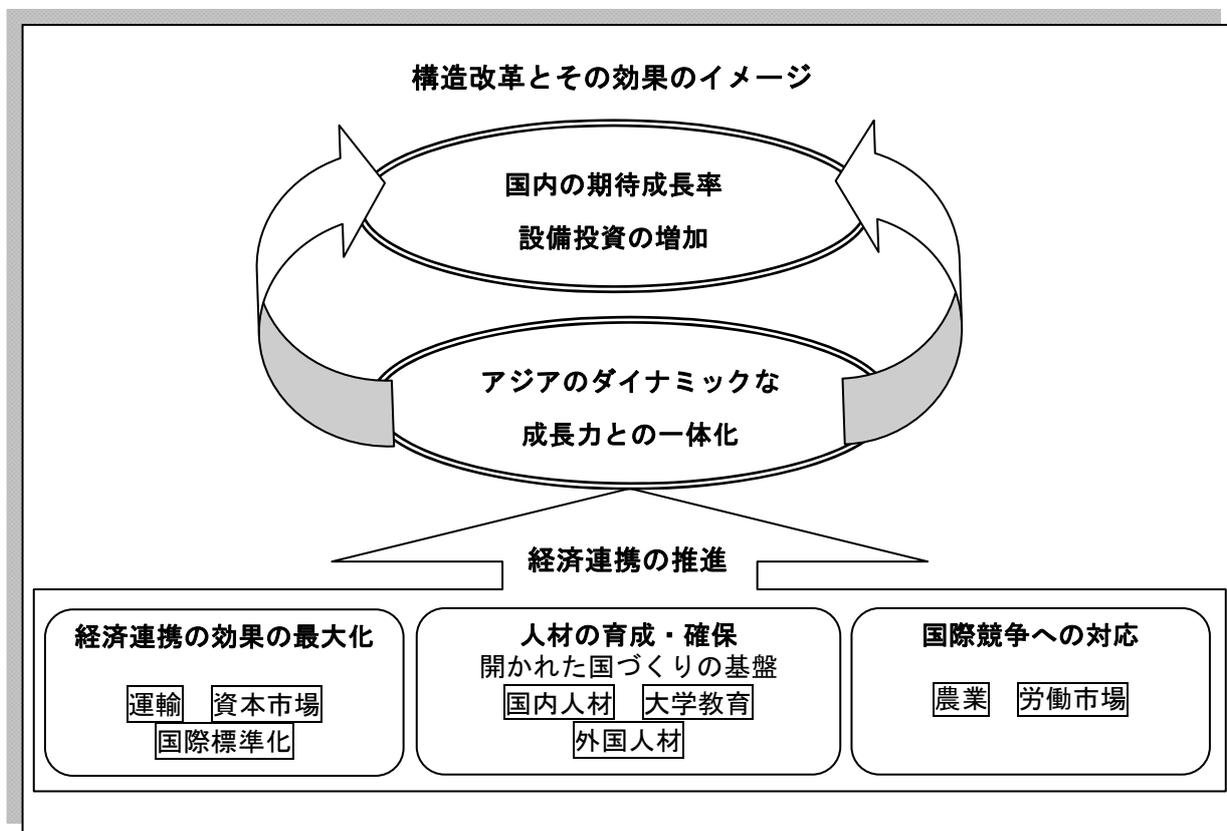
---

<sup>3</sup> 国際標準化については産業技術委員会において具体的な課題や施策を今後提言する予定である

めて重要な役割を担っており、また地域の基幹産業として地域社会の維持にも重要な役割を果たしていることから、その競争力を強化していくことが欠かせない。そのためには、新たに「農業成長産業化促進法」を制定し主要品目の競争力強化目標を設定するとともに、支援措置を集中的に実施することなどが考えられる。さらに新規就農や企業参入促進による多様な担い手の確保、農業集積等による経営規模の拡大、農商工連携・農産物輸出等の促進のための措置などの施策も並行して実施する必要がある。経済界としても農業の競争力強化に向けて最大限協力していく所存である。

また、国際競争が厳しくなる中で国内産業の競争力を強化していくためには、柔軟性に富む労働市場を整備することも欠かせない。例えば製造派遣の原則禁止等を盛り込んだ労働者派遣法改正案の見直し、60歳以上の労働者などの労働移動を円滑化する新たな施策、中小企業の生産性向上に資する地域別最低賃金の検証が必要である。

以上述べた施策は、次頁以降で具体的に記載している。



#### ④ 分野別の具体的施策

＜国際的に活躍できる人材の育成、大学の国際化、優秀な留学生受け入れ＞	
<b>現状・課題</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海外留学や海外駐在等を通じて若者が能力を高めるとともに、国際的に活躍できる人材を育成することが重要になっている。</li> <li>● 「留学生受け入れ 30 万人計画」などの政府の施策の効果もあり、日本への留学生は年々増加しており、2009 年には 13 万 2,720 人に達したものの、欧米の主要国等と比べるとまだまだ少ない（学生数に占める留学生の割合は 3.2%）。</li> <li>● 大学の教職員に占める外国人教育の割合も、日本の平均が 5.0%に対して欧米の有力大学では 30～40%前後となっている。</li> </ul>	
<b>具体的改革</b>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 政府は、新成長戦略の下で、「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」、「大学の世界展開力強化事業」「学生の双方向交流の推進」等を通じて、日本の大学生の海外留学の促進や、海外からの留学生の受け入れ拡大に取り組むことを表明しているが、これらの政策を一層、拡充する。</li> <li>2. その際、高等教育の国際化に向けた全体的な戦略が明らかでなく、各種政策の相互の位置付けが曖昧であることから、「留学生受け入れ 30 万人計画」の中での 2020 年の目標（海外留学・研修などの日本人学生等の海外交流 30 万人、外国人留学生の受け入れ 30 万人）達成に向けた政府としての総合戦略を策定する。策定にあたっては、中国、韓国、シンガポール等の近隣のアジア諸国も、優秀な留学生受け入れの増加を目指した各種政策や拠点整備を進めていることに配慮し<sup>4</sup>、日本の大学における教育・研究環境を国際的にも、魅力的なものにしていく必要がある。</li> <li>3. 大学の機能分化の中で、グローバル人材の育成や世界トップレベルの教育研究に重点を置く大学は、政府の「大学の国際化のためのネットワーク形成事業」（旧国際化拠点整備事業、グローバル 30）」の下で、国際化の拠点大学として認定された 13 大学の取り組みを参考に、留学生受け入れ拡大に向けて、英語による授業のみで学位が取得できるコースの設置、海外共同利用事務所を通じた留学生受け入れのワン・ストップ対応、優秀な外国人教員の採用拡大、大学教職員のグローバル化への対応力の向上、9 月入</li> </ol>	

<sup>4</sup>韓国政府は韓国の大学の国際化及び国際競争力強化のために「世界水準の研究拠点大学育成事業」を推進、留学生政策では「Study Korea Project」を実施し、当初 5 万人だった留学生受け入れ目標を 2008 年には 10 万人に上方修正。中国政府は「211 工程」や「985 工程」を通じた国際化拠点の重点支援を強化、シンガポール政府は 2003 年に「教育ハブ構想」を打ち出し世界から有名大学院を誘致、アジアの教育拠点を目指す。2012 年までに留学生受け入れを 15 万人に増加することを発表

学の推進などを行う。さらに、大学間連携協定による交換留学の拡大やダブル・ディグリー・プログラムの実施等により、海外の大学との連携を強化し、大学教育の国際化を図る。

#### **期待される効果**

多様な文化・社会的背景を持つ外国人学生が留学生として集まれば、内向き志向と言われる日本人学生にも良い知的刺激となる。海外から優秀な学生を留学生として呼び込むことは、日本の大学の国際競争力の強化に繋がる。また日本の大学への留学生が増えることは、国際社会における日本の理解者の拡大にも繋がり、国益の観点からも重要となっている。

## ＜人材育成の基盤としての大学教育の質の保証＞

### 現状・課題

- 大学進学率が5割を超え、わが国における18歳人口は1992年の205万人をピークに長期的に減少傾向にある。その中で、大学は全入時代を迎え、定員割れや合格率99%以上の大学も増えるなど、大学進学は全体的に容易になっている。「全入時代」を迎えた今日、諸外国における大学教育の質保証の動きも踏まえながら、改めて学位としての日本の大学教育の質を保証することが求められる。
- 同時に、大学入試の多様化の一環として、推薦入試やAO入試など学力試験を課さない選抜が増加しているが、それらのなかには、本来の趣旨と異なった運用がなされ、事実上の学力不問の入試となっている例も見られる。

### 具体的改革

1. 全ての大学は、学校教育法、国立大学法人法などにより、定期的に外部機関の評価を受けることが義務づけられている<sup>5</sup>。現在、実施されている大学評価の中では、国立大学法人に対する研究教育評価が最も踏み込んだ内容であるが、中期目標に対する評価は、当該大学の策定した目標に対する実施状況に関する絶対評価であり、教育研究の質やレベルに対する相対的評価という観点からは、さらなる工夫が求められる。例えば、卒業生や卒業生の就職先、及び地域社会など、当該大学のステークホルダーが卒業した大学や地域の大学の教育研究の成果を評価する仕組みを導入し、各大学のステークホルダー側のニーズに合致した教育内容になっているかどうかを検証することも一案である。また、諸外国の大学の評価制度に関する動向も踏まえた適切な評価方法を検討すべきである。
2. 教育情報の公開については、学校教育法施行規則の改正（2011年度より施行）により、法令で全ての大学に公開が義務化される教育情報が定められたが、これに加え、中央教育審議会大学分科会がまとめたガイドラインに沿って、大学の国際的な情報発信の観点から公表が期待される情報を積極的に公開することが期待される。  
また、現在、大学分科会において、各大学が自主的な判断で、どのような機能に重点を置き、どのような教育を行い、どれだけ成果をあげているかに関する情報を公表し、それらをデータベース化することが検討されて

<sup>5</sup>全ての大学は、教育研究、組織・運営、施設・設備等について自ら点検・評価・公表すると共に定期的に文部科学省の認定した認定評価機関による評価を受けることが義務付けられている。また国立大学法人には、大学評価・学位授与機構により教育・研究の実施状況について定期的に評価を受けることが求められている

いるが、そうした取り組みを一層進める。その際は、諸外国における大学の教育研究活動に関するデータベース化への取り組み事例も参考にし、整合性を図るようにする。

3. 大学教育の質を保証するためには、大学への進学希望者が、高等学校課程修了時に最低限必要な学力を身につけていることを担保する必要がある、現在、中央教育審議会の答申を受けて、高等学校、大学等の関係者の中で協議・研究が進められている「高大接続テスト」の導入を検討することも一案である。

#### **期待される効果**

1. 諸外国における高等教育機関の質保証の動向を踏まえつつ、日本の大学における教育・研究の質保証の枠組みを構築することで、わが国の大学と、諸外国の大学との間の学生、職員、研究者等の移動・交流が促進され、日本の大学の国際化が推進される。

## <外国人材の受け入れ>

### 現状・課題

- わが国の経済社会を活性化し、アジアなど成長の著しい国々との連携を深めていくためには、優れた能力や多様な経験・ノウハウを持つ外国人材が国内で活躍し、定着するための環境を整備していくことが不可欠である。また企業としても国境を越えたビジネスを円滑に展開することが求められており、国際的な人の移動を一層円滑化するための国際的なルールづくりに積極的に参画することが求められる。
- わが国政府は専門的・技術的分野の外国人は積極的に受け入れるとの方針を掲げているものの、現在就労が認められている範囲が国内のニーズに十分対応していない。また、専門性、技術性を客観的に評価する枠組みが不十分であり、技能労働者などが就労できない。
- 国家試験の問題などで、インドネシア、フィリピンとの二国間経済連携協定に基づき受け入れた看護師、介護福祉士候補者が国内で中長期的に活躍できる環境が整っていない。また、両国以外の外国人が例え日本の介護福祉士の国家資格を取得しても就労できない。
- 現在、外国人に関する政策は府省毎に実施されており、政府横断的なビジョンの形成や司令塔として政策の統括・調整を行う組織が存在しない。

### 具体的改革

1. 高度人材に対するポイント制による優遇制度を早期に実施するとともに、高度人材の受け入れを促進するため、その家族についても円滑な入国・在留が可能となるよう制度設計を行う（例えば扶養能力を有する外国人については親の帯同を認めるなど）。また現在、専門的・技術的分野とみなされている人材に加え一定の資格や技能を有する人材を受け入れる（例：ポイント制を活用した幅広い外国人受け入れのための制度を導入する、また外国人研修・技能実習制度に再技能実習制度を導入し、高度な技能を取得した者も高度技能人材の受け入れ対象とする）。また、これら外国人材の定着を促進すべく、永住許可要件（原則として引き続き10年以上本邦に在留）を緩和するとともに、年金の脱退一時金制度の上限を引き上げる（例えば永住要件の期間に合わせるなど）。
2. 経済連携協定交渉等で諸外国の労働許可、査証等の制度・運用の改善を求めるとともに、諸外国からの要望にも積極的に対応する。二国間EPAに基づき来日する看護師、介護福祉士の国家試験については、外国人でも理解しやすいように設問の表記を工夫するとともに、試験回数を増やすなど改善策を講じる。
3. 外国人受け入れのための政策を政府として一体的、総合的に企画・立案・実施するための体制として、「多文化共生社会推進基本法」を制定し、総

理を本部長、外国人施策の担当大臣を本部長代理とする「多文化共生社会推進本部」を内閣に設置する。

#### 期待される効果

1. 高い技能等を持つ外国人材がこれまで以上に国内で活躍できるようになり、産業競争力の強化に繋がる。
2. 双方向での人の移動の円滑化により様々な面での交流が促進されるとともに、医療や介護の現場でアジア出身の外国人も活躍できるようになる。
3. 府省毎に行われていた政策が司令塔である本部の下に統一され、外国人受け入れの総合的なビジョンの策定・実施が可能になるとともに、国・地方自治体が一体となった施策が展開できるようになる。

<p align="center"><b>&lt;貿易手続きなど運輸分野の改革&gt;</b></p>
<p><b>現状・課題</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● わが国の安定的な経済成長を実現するためには、産業競争力の強化が不可欠であり、その要となる運輸分野の国際競争力を高める必要がある。特に、港湾に関する国際的な地位の低下は著しく、その復権に向けたハード・ソフト両面からの強化が求められている。</li> <li>● 政府では、成長戦略の一環として国際戦略港湾の選定・整備を進めているが、その実現にかかる期間が長期であり、その間にも高成長を続けるアジア諸国との競争はますます激しさを増している。</li> <li>● そのため、できる限り迅速に可能な分野から見直しを行うべきであり、具体的には、C I Qの改善や真のシングルウィンドウ達成に向けた電子化の促進を含む貿易手続きの改革が課題となっている。</li> <li>● また、アメリカや欧米のみならず、アジアでも急速に利用が進んでいるビジネスジェットをわが国で受け入れるためのインフラ整備はいまだ不十分であり、抜本的な機能強化が急務となっている。</li> </ul>
<p><b>具体的改革</b></p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. C I Qについて、現場での柔軟な横展開（職員の融通）や業務の民間委託等を通じた効率化、申請手続等のプロセスの見直し、業務時間の拡大・柔軟化、職員配置の増強などを行う。また、訪日する海外ビジネスジェット利用者に対して、機内でC I Q手続きが完了するよう業務プロセスを改善する。</li> <li>2. 首都圏空港を含めたオープンスカイを更に推進する。</li> <li>3. 原産地証明を含めた紙ベースでの処理が行われている手続きについては、可能な限り電子化を図るとともに、NACCS と Colins の連携等、現状で独立したシステムを相互に連結する。</li> <li>4. これらの検討にあたっては、政府として省庁横断的に総合的な企画・立案・実施するための体制を整える。</li> </ol>
<p><b>期待される効果</b></p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国際競争力ある運輸システムを構築することで、国際物流においてわが国の港湾を利用した荷動きの増加が想定される。また、C I Q等の円滑化、オープンスカイが進むことで、リードタイムの短縮やコスト削減が実現し、企業のグローバルなサプライチェーンの効率化が図られる。</li> <li>2. ビジネスジェットの受入体制を整備することは、対日投資の促進に寄与するほか、観光立国の推進にも資する。また、わが国においても活用することで国内企業の円滑なビジネス活動を後押しする。</li> </ol>

## ＜わが国資本市場の活用促進＞

### 現状・課題

- アジアの資本市場の台頭が著しい中で、わが国の資本市場の地位は相対的に低下しつつある。たとえば、香港、シンガポール、上海、韓国等は独自の戦略に基づいて海外発行体・投資家を呼び込み、また、アジアの途上国への資本整備に積極的に取り組み、その外延の拡大を図っている。他方で、わが国は上場外国企業が減少するなど、その強みである豊富な民間貯蓄や低金利等を十分に活かしてきていない。
- わが国資本市場がアジアの金融センターとしての地位を再び確固なものにするとともに、アジアにおけるインフラ整備や事業活動のための旺盛な資金需要や公的年金・企業年金等の運用資産の増大に応えていくためには、とくに、債券市場の整備が求められる。とりわけ、わが国法制度をベースとするアジア各国への法制度整備支援、商品の多様化と流通市場の活性化、そして機関投資家や発行体等の市場参加者の多様化を図ることが不可欠である。

### 具体的改革

1. アジア各国企業やインフラ（整備）ファンドがわが国の債券市場を活用しやすい環境を整備するため、債券発行の低コスト化・手続きの簡素化を推進し（例：英文開示の範囲拡大、優遇税制措置、サムライ債市場における発行に必要な書類の開示要件の簡素化、発行体本国の財務諸表などの容認、ソブリン基準の適用緩和、JBICによる発行保証の拡充、等）、アジアのモデル市場となるよう努める。
2. わが国法制度と親和性の高い市場を各国に形成するため、アジア各国の会社法、破産法、証券取引に関する法制等の整備を積極的に支援して、わが国法制度の戦略的普及を推進する。また、アジアの金融当局や自主規制機関などの市場運営に関わる人材育成への協力、さらに、決済システムの共通化を推進する。
3. アジアの機関投資家による対日投資を活性化するため、官民が連携して、人材派遣による技術支援を行い、機関投資家を育成する。また、投資家の裾野を拡大するための商品開発を推進する。
4. わが国債券市場における外国人材の活用を促進し、低コストで英語のサービスを提供できる弁護士等、金融専門人材を十分に確保する。
5. 国内の資本市場を活性化するため、継続的な投資教育等を通じて個人の金融リテラシーを高めるとともに、個人型確定拠出年金制度を改善する。具体的には、マッチング拠出制度の導入を盛り込んだ年金確保支援法案を早期に成立させ制度の実現を図るとともに、確定拠出年金の普及を進めるため、企業年金制度を持つ企業の従業員や国民年金の第3号被保険者に対しても個人型確定拠出年金の加入を認めるなど対象範囲を広げる。また米国

の I R A (Individual Retirement Account) を参考にして、わが国の私的年金制度の充実を図る。

#### 期待される効果

1. わが国債券市場の機能の拡充を通じて、アジア企業の事業活動やインフラ整備のための資金需要に積極的に応えていくことができる。これにより、1,400兆円の個人金融資産の活用を図ることができる。
2. 法制度整備支援やシステムの共通化を通じ、アジア各国の債券市場を整備し、わが国債券市場をハブとするネットワークの形成を図ることができる。
3. 以上を通じて、アジア域内の経済統合の推進と一層の経済成長に貢献する。

＜国内での新産業・新事業の創出＞
<b>現状・課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来の成長を牽引する産業を育成し、雇用を創出するためにも、新産業・新事業の創出に向けた起業を促進するための基盤整備が求められている。しかし、手続きの多さや所用日数、必要コストについて世界銀行が行った起業環境の国際比較（Doing Business 2011）によると、182国・地域の中で日本は98位である。</li> <li>● また、金融制度や倒産法制等を含めて、リスクマネーへのアクセスという観点で海外と比べてベンチャーが育ち難い環境にあるとの指摘もある。</li> <li>● 関連して、日本の大学における発明は質・量ともに海外の大学に比べて劣っていないものの、成功モデルによる資金循環の仕組みがまだ十分に構築されていない。その上、大企業との接点やインキュベーション機能の集積、技術やビジネスのグローバルな目利きのできる人材も不足しているため、可能性があっても事業化に結びつかないケースも多いという状況にある。</li> </ul>
<b>具体的改革</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 海外と比べて競争条件が不利となっている規制や制度についてはイコール・フットイングを図る。</li> <li>2. 長期的なリスクマネーの供給を通じてイノベーションを促す仕組みを構築する。特に、海外からもリスクマネーを呼び込むためにグローバルな発信を強化するとともに、目利きのできる人材を早急に確保する。</li> <li>3. ベンチャーの出口戦略の一つである M&amp;A を活性化するためにも、産学連携を一層促進し、良いロールモデルを形成する。</li> </ol>
<b>期待される効果</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 起業環境の改善により、将来を担う新産業・新事業の創出が促されるほか、資金循環によって新たなイノベーションの生まれる素地が作られる。</li> <li>2. 魅力的な投資案件が増えることで、海外からの投資促進に寄与する。</li> </ol>

## ＜戦略的な国際標準化の推進＞

### 現状・課題

- 少子高齢化に伴いわが国の市場が縮小を続ける中、わが国企業の産業競争力を強化するために、企業活動のグローバル展開を加速する必要がある。そのような中、わが国の優れた製品等を海外へ展開するツールとして国際標準の重要性が高まっている。
- 特に、インフラ・システム等、わが国企業が優れた技術を有すると同時に、今後世界的な成長が見込まれる産業分野における国際標準を獲得することが重要である。しかし、現時点では、システム全体を見据えて関係者が検討を行う場や関係者の意識の醸成が十分ではない。
- 製品等を海外展開する上で、安全性や性能の担保のため試験・認証が必要である。しかし、わが国には認証機関が少なく、諸外国の認証機関に頼らざるを得ず、技術流出や費用の点で懸念がある。またわが国の認証機関で認証を得ても、輸出先の国々で再度認証を得ることが求められ、手続上の負担となっている。
- 一部の諸外国では、独自の国家規格を策定しようとする動きがあり、わが国企業が当該国の市場へ参入することが難しくなるおそれがある。

### 具体的改革

1. 今後成長が見込まれるインフラ・システム分野における標準化を加速する、幅広い関係者が検討する場を作る。
2. 上記のような特定の分野における認証機関の設置を支援する。また、わが国の認証機関で認証を得れば、輸出先の国でも認証を得たものと扱われる「相互認証協定」を諸外国と締結する。
3. 独自規格を採用しようとする一部の国の動きに対して、諸外国と連携しながら是正を求める。

### 期待される効果

1. 今後重要となる産業分野における国際標準の獲得により、企業の海外展開がさらに促進され、わが国企業の競争力強化につながる。
2. わが国の認証機関において認証取得が可能となり、わが国企業の技術が保護されるとともに、認証費用を削減することができる。また、相互認証が認められることで煩雑な手続きを避けることができる
3. わが国企業が当該一部の国の市場へ参入することを妨げられない。

## <力強い農業の実現>

### 現状・課題

- 農業は、国民に食料を供給するとともに、地域の基幹産業として地域社会の維持にも重要な役割を果たしている一方で、農業従事者の約6割が65歳以上という高齢化と後継者不足に直面するとともに、耕作放棄地が全耕地面積の約1割に相当する40万ヘクタールに拡大するなど、国内の食料生産基盤が崩壊しかねない深刻な状況にある。
- このため、国内に優良な農地を確保しつつ、新規就農や企業の参入促進等により経営感覚あふれる多様な担い手を確保するとともに、地域の合意形成によりこれら担い手へ農地を集積し、経営規模の拡大と生産性の向上等を通じた農業の競争力強化を実現することが喫緊の課題。
- とりわけ、稲作農業は国民の主食である米を生産し単一品目では最大の産出額を持つ基幹的農業分野であるものの、平均経営規模は1ha程度と野菜や畜産などの他の経営部門に比較し規模拡大が進んでおらず、農地集積により規模拡大が進めば、コスト削減による生産性向上の余地は大きい。
- また、6次産業化や農商工連携の推進、農産物等の輸出促進等による農業の成長産業化、収益性向上も課題。

### 具体的改革

1. 国はあらゆる政策手段を総動員した改革を迅速かつ強力に推進する。このため、新たに「農業成長産業化促進法(仮称)」を制定し、主要品目の競争力強化目標を設定するとともに、かかる目標を達成するための計画を作成した農業経営を農業生産法人以外の法人も含め認定し、下記2.～4.の支援措置等を集中的に実施する。
2. 新規就農や企業参入促進等による多様な担い手の確保のための措置
  - ・ 農業生産法人の要件緩和等の農地規制の更なる見直し
  - ・ 新規就農研修・新規雇用への助成
  - ・ 農地幹旋、施設・設備の確保、農業生産法人設立時の初期投資への支援等
3. 農地集積等による経営規模の拡大と生産性の向上のための措置
  - ・ 規模拡大を行う農業経営への財政上・金融上の支援措置や農業経営基盤強化準備金制度の拡充等の税制上の特例措置
  - ・ 農地の大区画化・汎用化や水利施設等の基盤整備への支援
  - ・ 遊休農地に関する裁定制度の積極的活用と再生への助成
  - ・ 担い手へ農地を売却・賃貸した際の売却収入・地代収入や農業生産法人へ農地を現物出資した際の配当収入に対する所得控除措置
  - ・ 贈与税・相続税の納税猶予制度の拡充 等
4. 農商工連携・農産物輸出等の促進のための措置

- ・ 農商工等連携促進法の改正
  - ・ 輸出有望品目・新品種への転換支援
  - ・ G A P等の国際規格の認証取得や海外市場開拓・確保への支援等、同時に、政府間交渉による輸出有望品目の検疫条件の改善や知的財産権の保護強化等を進める。
5. 農業の競争力強化と成長産業化を進めると同時に、T P Pをはじめとする経済連携協定の交渉に参加し、高いレベルの経済連携を目指しつつ、わが国の事情を踏まえた国境措置などわが国の国益に不可欠な取扱いを確保する。交渉の結果、1. の競争力強化目標を達成してもなお輸入品との内外価格差が存置するなど競争条件に不利が生じる場合には、認定を受けた農業経営の安定を確保するため、競争力強化目標水準をベースとして農業経営体に対する不足払い(直接支払い)を実施する。また、産業政策としての農業競争力強化や成長産業化では対応できない地域や品目についての支援措置については、農業の多様な機能等に着目し真に必要なものについて別途講じる。

#### 期待される効果

1. 農業の競争力向上と収益性の向上により、産業としての魅力が高まり、若者をはじめ農業就業者が確保されるとともに、農地の有効活用により農業振興地域における耕作放棄地の削減が可能となり、農業の生産基盤が強化される。
2. 国民や市場のニーズに対応し消費者やユーザーに選択される農産物を安定的・効率的に供給するための開発から生産・流通・販売に至る体制が確立され、より豊かな国民生活が実現する。
3. 地域の重要産業である農業の活性化により地域経済の持続的発展が可能となり、国全体の活力向上にもつながる。
4. 包括的経済連携の推進によるわが国経済の持続的成長と国際社会への一層の貢献が実現される。

＜柔軟性に富む労働市場の確保＞
<b>現状・課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 少子高齢化による労働力人口の減少など、労働市場を巡る環境は大きく変化しており、製造業では、経済のグローバル化の一層の進展や、製品のライフサイクルの短期化から、弾力的な生産体制の確保が求められている。また、労働者の働き方に対するニーズが変化していることに伴い、雇用形態や就労形態の多様化が人材の採用・定着を図るうえで不可欠な要素となっている。</li> <li>● 一方、近年は、たとえば労働者派遣法の改正法案の国会提出、あるいは、有期労働契約、高齢者雇用を巡る労働関連法制の規制強化の動きに加え、地域別最低賃金の急激かつ大幅な引き上げが行なわれている。これらは、競争力を維持・強化するため行われている企業の様々な取り組みを阻害しかねない。</li> <li>● さらに、労働者の雇用の安定と、処遇の向上を図るためには、成長が期待されている産業や、高付加価値の分野へ、多くの人材が円滑に移動できる基盤を整備することが不可欠となっている。</li> </ul>
<b>具体的改革</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 労働関連の過度な規制を行わず、わが国の労働法体系や労使慣行、経済動向の変化などを踏まえ、適宜見直しを図る。たとえば、製造派遣の原則禁止規定などを内容とする労働者派遣法改正法案については、法案提出前の労働政策審議会での議論から1年以上が経過していることから、経済・雇用情勢の変化を踏まえ、あらためてその内容を精査する。</li> <li>2. 円滑な労働移動を可能とするため、能力開発に対する公的な支援を一層強化する。</li> <li>3. また、60歳以上の労働者、退職予定の国家公務員などを対象に、求人情報と求職情報のマッチングなどを行う機関の新設や、既存機関の活用などによって円滑な労働移動を促す政策を推進する。</li> <li>4. 地域別最低賃金の引き上げの検討にあたっては、中小企業の生産性向上に資する、実効性ある施策の迅速かつ着実な実行、速やかな検証が必要である。また、地域別最低賃金の大幅な引上げによって存在意義を完全に失っている特定最低賃金（旧産業別最低賃金）は順次廃止する。</li> </ol>
<b>期待される効果</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製造業を中心とした事業拠点の海外移転の急増が懸念されるなか、柔軟性に富む労働市場を確保することで雇用の維持が可能となり、もって国内経済基盤の安定が期待される。</li> <li>2. 中小企業の生産性向上と、これに整合的な最低賃金の決定が徹底されることで経営の安定と競争力の強化が図られる。</li> </ol>

## (2) 国内投資の魅力向上

厳しい国際競争にも耐えうる産業を育成するという点では、他の国々とりわけアジア諸国との比較において、事業環境の国際的なイコール・フットイングを確保することが必須である。また、国内の設備投資を増やし付加価値を生み出す力を強化していくためには、構造改革に加え、国内投資の魅力向上が欠かせない。経団連では2010年10月に提言『「日本国内投資促進プログラム」の早期実行を求める』を取りまとめ、立地の魅力を高める施策を提言した。

こうした中、政府は「日本国内投資促進プログラム」を策定したが、今後は本プログラムの早期の実行を図り、国内投資に対する魅力を向上させることが必要である。

その際には、アジアを始め諸外国との比較において国内の立地環境が劣後しないよう、事業環境の国際的なイコール・フットイングを確保するための措置を積極的に取っていくことが欠かせない。特に、アジア各国との立地コストを比べると、日本は事業を運営していく上で極めて高いコストがかかっていることが判る（図表3-1、3-2）。例えば法人実効税率の更なる引き下げや、港湾政策の見直し等を通じ、政策的に可能な立地コストについて他国と比べ遜色のない水準にまで思い切って引き下げることで産業の立地競争力を高めて行くことが求められる。

(図表 3-1) 立地コストの比較（日本を100とした場合）

	日本（横浜）	タイ（バンコク）	中国（広州）	シンガポール
法人実効税率	100	74	61	42
労働コスト	100	7	7	32
物流コスト	100	82	63	38
土地	100	5	5	7~22

出所：JETRO J-File(投資コスト比較), KPMG Corporate and Indirect tax Survey 2010より作成

注：小数点以下切り捨て。2011年2月時点の為替で換算。労働コストは一般工職の月額賃金、物流コストはロサンゼルス港向け40ftコンテナの輸送コスト、土地は工業団地の土地購入価格（平方メートル当たり）

(図表 3-2) 立地コストの比較 (日本を 100 とした場合、個別企業のケース)

A社			B社			
	日本	韓国		日本	韓国	中国
実質税負担率	100	59	実質税負担率	100	59	61
労働コスト	100	65	労働コスト	100	94	17
エネルギーコスト	100	64	土地	100	59	38
物流コスト	100	40	工場建設コスト	100	90	90

出所：個別企業に対するヒアリング調査

注：小数点以下切り捨て。実質税負担率は法人税等（法人税、法人住民税、事業税など企業利益にかかる税額）を税引前純利益で割ったもの。エネルギーコストは当該産業で最も利用量の多いエネルギーについて比較。工場建設コストは基礎工事費や建屋の建設費など

また国内投資を増やして行くためには、国内の規制も不断に見直していかなければならない。具体的には、工場の建て替えや再編などの際に容積率を緩和することや、既存不適格建築物の増改築に関し増改築の面積を既存不適格建築物の面積の 2 分の 1 以内におさめるという基準を緩和することが必要である。

### (3) 新成長戦略の実現と重点的に進めるべき 26 の施策

わが国全体の競争力を高めるとともに、国内の新たな需要を喚起し、雇用を拡大して行くためには、成長戦略の実現が欠かせない。政府は本年 1 月、新成長戦略の実行について基本的な考えを示した「新成長戦略実現 2011」を閣議決定した。「新成長戦略 2011」には 2011 年に見込まれる主要な成果と課題として、政策ごとに本年取り組む事項が示されている。

そこでこれらの政策について、産業競争力の強化と国内投資の促進の点から評価を行い、重点的に進めるべき政策を整理したのが（図表 3-3）である。

ここではとりわけ産業競争力の強化に大きく貢献する施策や、雇用や投資の創出を図る上で高い効果が期待できる 26 の施策を、本年重点的に進めるべきとして整理した。政府は投資と雇用の創出を図るこれら 26 の施策を重点的に実施すべきである。

(図表 3-3) 新成長戦略において本年重点的に進めるべき 26 の施策

施 策	国内投資への効果
1. パッケージ型インフラ海外展開の推進	インフラ輸出の増加により国内の研究開発や設計・製造・サービス投資が促進される
2. アジア地域における貿易円滑化の推進	貿易円滑化による輸出の増加により、国内の財・サービスの生産活動が活発化し関連投資が促進される
3. 知的財産の積極的な取得・活用	知的財産の有効利用が進むことで、新たな産業や財・サービスの創出に繋がり、関連投資が促進される
4. 特定戦略分野の国際標準獲得に向けたロードマップの策定	国際標準の獲得により国内での製造・サービス投資が促進される
5. EPA/FTA の締結の促進等	輸出の増加、人の移動の円滑化等により、国内の財・サービスの生産活動が活発化し関連投資が促進される
6. 総合特区の創設	規制緩和などにより潜在的な投資需要を喚起することができる
7. 国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾、港湾運営の民営化	輸出の増加により、国内の財・サービスの生産活動が活発化し関連投資が促進される
8. 産学官集中連携拠点の形成（つくばイノベーションアリーナナノテク拠点（T I A））	国内外から研究開発機関の誘致・集積が図られることでイノベーションの基盤が強化され、研究開発の直接的投資に加え、新たな産業の創出などで関連投資が促進される
9. 電子行政の推進	電子行政に関わる投資が促進される
10. 医療情報化の推進	医療情報化に関わる投資が促進される
11. 教育の情報化の推進	教育情報化に関わる投資が促進される
12. 情報通信技術利活用のための規制・制度改革	規制緩和により潜在的な投資需要を喚起することができる
13. 第4期科学技術基本計画の策定（研究開発投資目標の設定）	政府研究開発投資が対GDP比で1%、5年間で総額25兆円、政策の司令塔となる科学・技術イノベーション戦略本部の創設により、国全体のイノベーションの基盤が強化され、新たな需要の喚起など関連の投資が促進される
14. 科学・技術・イノベーション戦略本部（仮称）の創設	政府研究開発投資が対GDP比で1%、5年間で総額25兆円、政策の司令塔となる科学・技術イノベーション戦略本部の創設により、国全体のイノベーションの基盤が強化され、新たな需要の喚起など関連の投資が促進される
15. 遠隔医療の適切な普及のための現行規制の解釈・要件明確化	遠隔医療に関わる投資が促進される

16. 日本国内投資促進プログラム	法人税の減税、研究開発投資の促進、企業の立地や投資の障壁の除去などにより、経済活動に関する様々な投資が促進される
17. 「地域主権」型社会の構築	地域主権改革により、各自治体が地域の特性を踏まえた施策を実施できるようになり、現在よりも効果的かつ効率的な公的投資が可能になる。各自治体が創意工夫を發揮できるようになれば産業振興、教育投資なども促進される
18. 大都市の成長戦略の策定	都市再生に関する投資が促進される
19. 民間都市開発プロジェクトに係る規制緩和・金融措置等（法案提出・立ち上げ支援）	民間主導の都市開発関係の投資が促進される
20. 農林漁業の再生	農林漁業の競争力が高まることにより関連の投資が促進される
21. 「六次産業化法」の施行及び「未来を切り拓く6次産業創出総合対策」の実施	
22. 輸出総合戦略の策定	
23. ユーザーの利便性向上に資する特許制度の見直し	特許制度の改善により民間の研究開発投資等が促進される
24. データセンタの国内立地整備等の制度見直しの検討	データセンタの立地が促進されることにより関連の投資が促進される
25. 交通の高度情報化、システムの海外展開を見据えたロードマップの策定、運用モデルの検討、プローブ情報の集約・活用の効果の検証、グリーン ITS サービスの運用開始（試験運用を含む。）	新たな財・サービスの創出につながるため、関連の研究開発投資、製造、サービス投資が促進される
26. 企業結合規制の見直し	企業結合審査の迅速性・透明性が高まることで企業活動が円滑化され、投資活動も活性化する

注：新成長戦略「2011年に見込まれる主要な成果と課題」の中で取り上げられている政策を評価し、重点的に進めるべき政策として考えられるものを記載した。全ての政策の評価は別添3を参照のこと。

#### (4) 主要国の産業政策

厳しくなる国際競争に対応するため、主要国でも新たな産業政策が実施、検討されている（図表3-4）。政府としてもこうした動向を踏まえ、政策面でもイコール・フットィングを図っていくべきである。

(図表 3-4) 主要国・地域の産業政策

	米 国	E U	韓 国	その他
<p>特定戦略分野 (戦略的に育成 する産業分野)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートグリッドを始め、太陽光、風力、次世代自動車(蓄電池)、バイオ燃料、CCS、省エネといったクリーンエネルギー分野を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、光通信、マイクロエレクトロニクス、先端材料、先端製造技術をイノベーションの重要分野として位置付け。競争力強化のためICTの一層の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・17事業(グリーン技術産業、先端融合産業、高付加価値サービス等)に対して2009年~13年の間に97兆ウォンの補助</li> <li>・半導体、ディスプレイ、発光ダイオード、太陽光、バイオ医療、工作機械、放送、ネットワークを集中的に支援。半導体製造装置の開発支援のために総額600億ウォンを拠出。コンテンツ産業の集中的育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車、鉄鋼、紡績、設備製造、造船、電子情報、石油化学、軽工業、非鉄金属、物流の10大産業を支援(中国)</li> <li>・6大新興産業(エコエネルギー、バイオ等)、4大スマート産業(クラウド、電気自動車等)、10大重点サービス業(食、医療等)を指定し、国際競争力の向上促進(台湾)</li> </ul>
<p>具体的施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税の削減</li> <li>・2014年までに輸出倍増</li> <li>・アジア太平洋諸国等との自由貿易協定促進</li> <li>・クリーンエネルギー分野への財政支援を3割増加、スマートグリッド支援に110億ドル拠出、次世代自動車を15年までに100万台普及</li> <li>・雇用創出のため都市基盤の整備を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民のR&amp;D投資をGDP比3%に引き上げ</li> <li>・就業率(20~64歳)を75%に引き上げ、若年層の高等教育の就学率を40%に引き上げ</li> <li>・全ての新政策を導入する場合に産業競争力への影響分析を実施、その結果により政策を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな自由貿易協定のネットワーク形成</li> <li>・法人税の削減、インターナショナルスクール、外国人用の病院、住宅の増設で直接投資呼び込み</li> <li>・原子力等のインフラ輸出のためにマーケティング戦略を実施</li> <li>・済州島のスマートグリッドモデル事業に5000万ドル拠出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際競争力向上のため税制改革を実施。法人税を韓国、中国よりも低い17%に引き下げ(2010年)。中国、インド、インドネシア、ベトナムの中産階級の市場開拓策を実施(台湾)</li> </ul>

出所：内閣府、経済産業省、米国大統領一般教書演説、欧州委員会、韓国、台湾の政府等関係機関資料から作成

## おわりに

本報告書では日本経済が抱える問題について、長引くデフレと将来の期待成長率が低下していることによって設備投資を始めとした経済活動が低迷していること、需給ギャップを解消するためには輸出振興策が必要であることを指摘してきた。とりわけデフレの状況の下では、資金調達をして新たに投資を行うコストが高くなってしまふことから、設備投資の低迷と期待成長率の押し下げ要因になっている。報告書ではこれらの課題を解決するため、アジア諸国と連携を図ることによってそのダイナミズムを国内の成長に反映させていくべきであると提言した。

経団連ではこうした背景から、TPPを始めとした各国との経済連携の推進を主張している。しかし、「国を開く」ことを通じてわが国の産業が厳しい国際競争にさらされることも事実であり、こうしたことに対する効果的な対策を打っていくことが不可欠である。また経済連携による成果を最大限のものにするための基盤作りも同時に行っていく必要がある。

こうした観点から提言では構造改革の具体的施策を提案し、国を開いていくために必要な筋道を示した。しかし、ますます厳しくなる国際競争やわが国の経済活動の水準が低迷していることを考えれば、構造改革は経済連携の推進如何に関わらず避けて通れないものとなっている。すなわち、わが国経済が再び成長し国民一人ひとりの豊かさを向上させていくためには、グローバル化の時代である21世紀に相応しい構造改革が必須となっているのである。

しかしながら、構造改革は時に痛みを伴うものであるし、既得権の見直しにも直結する問題でもあることから、一朝一夕に実現することは難しい。そのため、構造改革を改革派と既得権者との対立という単純な構図で捉えるのではなく、客観的な分析と現実的な解決策を提示していくことが必要である。

まずは国際競争の観点から諸外国の動向を踏まえた客観的な政策分析が欠かせない。韓国や欧米諸国の政策をベンチマークとし、国際競争が厳しくなる中で、イコール・フットイングを確保することによってわが国全体の競争力を維持、強化していくことが重要である。また、競争力の強化とセーフティネット

の問題を同列に論じるのではなく、それぞれに現実的な解を見出して行くことが有用である。つまり、わが国が比較優位を持つ産業の競争力をさらに高めそれを国内の成長に結び付けて行く一方で、きめ細かいセーフティネットの施策を用意することで社会への影響を最小限にするという発想で政策運営を行っていくことが必要である。

こうした構造改革に果敢に挑み、国を開いていくことが今こそ求められている。

以 上

## 別添 1 産業別需給ギャップ額の推計方法

## 《基本的考え》

GDP ギャップと日銀短観における設備・雇用判断 DI（生産・営業用設備判断 DI と雇用人員判断 DI）の加重平均は、似通った動きをすることが判っている（伊藤ほか（2006 年）、内閣府（2009 年））。

そこで、設備・雇用判断 DI の加重平均を GDP ギャップの代理変数と考え、産業別の加重平均を算出し、それが全産業の過剰判断に占める比率を各期の需給ギャップ額に掛ける。これを各産業の需給ギャップ額と考えることとした。

## 《具体的手法》

各産業の設備・雇用判断 DI の加重平均は次式で求める

$$y_i = n_i [a_i \times I_{k_i} + (1 - a_i) \times I_{e_i}] \quad (1.1)$$

$y_i$ ：各産業の設備・雇用判断 DI の加重平均

$a_i$ ：各産業の資本分配率

$n_i$ ：短観における各産業の標本企業数/全産業の標本企業数（各産業のウェイト付け）

$I_{k_i}$ ：各産業の生産・営業用設備判断 DI

$I_{e_i}$ ：各産業の雇用人員判断 DI

(1.1)式により求められた  $y_i$  がプラスになる産業は、加重平均した設備・雇用が過剰となっている。 $y_i$  を全て足し合わせたもの（ $\sum y_i = Y^*$ ）に対する各産業の  $y_i$  の比率（ $y_i / Y^*$ ）が、全体の需給ギャップに占めるその産業の需給ギャップとなる。

なお、資本分配率（ $a_i$ ）は 1980 年～2008 年の各産業の平均を国民経済計算年表のデータを用いて算出した。

例えば自動車産業における需給ギャップ額( $x_c$ )は次のように求める ( $y_c$  は自動車産業の設備・雇用判断 DI の加重平均)

$$x_c = y_c / Y^* \times (x^*) \quad (1.2)$$

なお、 $x^*$ は、(潜在GDP-現実GDP)で四半期ベースの需給ギャップの額を示す。

2009年の各産業分野の需給ギャップ額は、(1.2)式を利用して求めた2009年全四半期分の各産業の需給ギャップ額の和となる。

〔参考文献〕

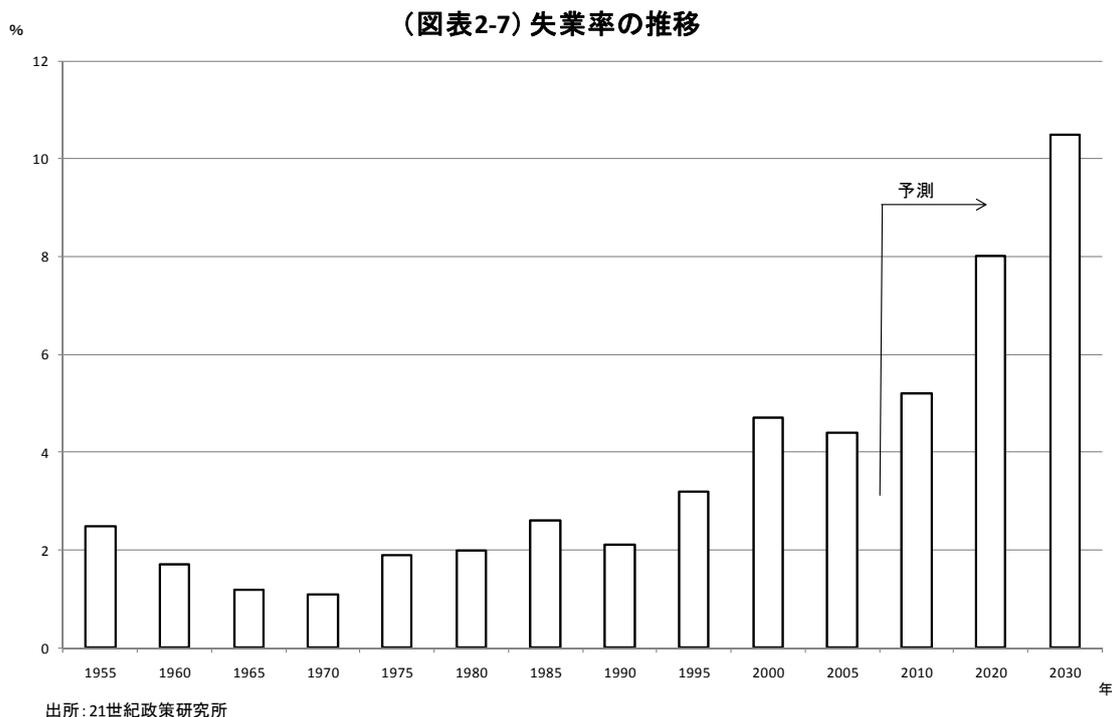
伊藤智、猪又祐輔、川本卓司、黒住卓司、高川泉、原尚子、平形尚久、峯岸誠  
(2006年) 「GDP ギャップと潜在成長率の新推計」 『日銀レビュー』  
内閣府 (2009年) 「日本経済 2009-2010」

## 別添 2 21 世紀政策研究所による分析

21 世紀政策研究所では、2030 年にいたるまでの日本の経済、産業について定量的な分析を行った。

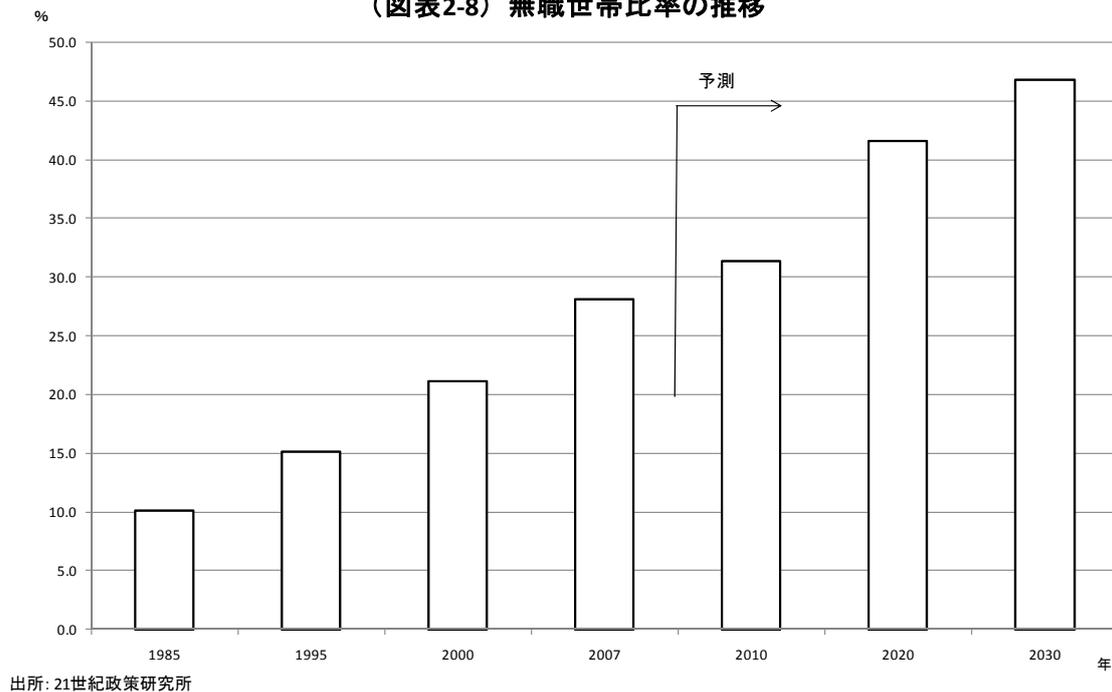
それによると、日本の経済、産業を取り巻く状況が現状のまま推移すると仮定した場合、日本経済の縮小が続くとされている。具体的には、2007 年に 37,000 ドルであった一人当たりの所得は、2020 年に 40,000 ドルと一時的に増加するものの 2030 年には逆に 20,000 ドルへと低下するとの予想が示されている。2030 年の一人当たり所得は 1980 年代の半ばの水準であり、このような所得の低下は経済のマイナス成長と大幅な円安によるものとなっている。

経済の縮小が進むことで、失業率は 2010 年の 5.2%から 2020 年には 8%、2030 年には 10.5%に急増すると予想されている（図表 2-7）。



また、高齢化や失業者の増加に伴って、無職世帯の比率も上昇すると見られている。推計によると、2009 年に 28.3%であった無職世帯の比率は 2020 年に 42%、2030 年には 47%以上に推移すると予測されており（図表 2-8）、家計部門の中心が勤労世帯から無職世帯に移っていくと考えられている。

(図表2-8) 無職世帯比率の推移



このように無職世帯の比率が高まることで、マクロの観点から見ると消費の維持は貯蓄の取り崩しによって支えられると見られている。そしてこの貯蓄の取り崩しは金融資産の減少をもたらすため、2007年に1,490兆円であった金融資産残高は2020年に1,230兆円に減少し、2030年には1,000兆円弱にまで縮小すると指摘されている。

報告書ではまた政府支出の削減があまり進まない場合を想定し、国債残高が2007年の550兆円から、2020年には840兆円、2030年には1,180兆円へと増加し、家計の金融資産残高を超えることになると予測しており、2030年には家計と政府部門が大幅な赤字になるとされている。

これらのことを踏まえ報告書では、経済、産業を取り巻く環境が現状で推移した場合、日本の経済は縮小過程から脱却できず、かつ家計と政府の赤字という大きな課題に直面する可能性を指摘している。

## 別添3 新成長戦略「2011年に見込まれる主要な成果と課題」評価

項目	評価	特記
1. 「固定価格買取制度」の導入等による再生可能エネルギー・急拡大		
全量買取方式の固定価格買取制度の導入	×	【課題】として掲げられているように国民各層との十分な対話を行いつつ、慎重に対応すべき
スマートグリッド導入、系統運用ルール策定、系統連系量の拡大施策等電力システムの高度化	○	
風力発電・地熱発電立地のゾーニング、漁業協同組合との連携等による洋上風力発電推進等や規制改革	○	特に、洋上風力発電、波力発電、海洋温度差発電、海流・潮流発電等の再生可能エネルギーの技術開発と漁業協同組合との連携による実証実験を推進すべき
グローバルな新産業ベンチャー育成、リスクマネー補完、地域の事業・便益に繋がるファイナンスの仕組みの強化	○	
総合的なグリーン・イノベーション戦略の策定	—	
2. 「環境未来都市」構想		
「環境未来都市」構想の推進	—	
3. 森林・林業再生プラン		
「森林法」の改正等	—	
森林管理・環境保全直接支払制度の開始	—	

4. 医療の実用化促進のための医療機関の選定制度等		
選定された医療機関における先進医療制度の手続き等の見直し	○	
5. 国際医療交流（外国人患者の受入れ）		
国際医療交流の促進	○	
外国人医師・看護師による国内診療を可能とするなどの規制緩和	○	
6. パッケージ型インフラ海外展開		
パッケージ型インフラ海外展開の推進	◎	インフラ整備を中心にアジアをはじめとする新興国の経済成長に貢献することで、自らも成長することが重要
7. 法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等		
アジア拠点化の推進等	○	
輸出通関における保税搬入原則の見直し	○	
アジア地域における貿易円滑化の推進	◎	ASEAN、インドを始めとして既に、締結、実質合意をしている二国間・多国間 EPA に加えて、TPP、日韓、日中韓 FTA、ASEAN+6 経済連携協定等の交渉推進を通じ、アジア地域における貿易円滑化を図る。将来的には、APEC 規模の自由貿易圏を形成し、人、モノ、サービス等の往来を活性化すれば、わが国の成長にも貢献
8. グローバル人材の育成と高度人材等の受入れ拡大		
ポイント制による高度人材の優遇制度の導入	○	中堅・若手の優秀な外国人も対象となる制度にすべき

日中韓及びアジアにおける大学間交流の推進	○	2020年までの目標（日本人学生の海外交流 30万人と留学生受入れ 30万人）に向けた国家戦略を整理すべき
米国との大学間交流の推進	○	
日本人学生の海外交流促進と外国人学生の戦略的獲得	○	
専門学校への留学生支援	—	
海外日本語教育の強化	○	
9. 知的財産・標準化戦略とクール・ジャパンの海外展開		
知的財産の積極的な取得・活用	◎	登録対抗制度の見直し、営業秘密保護のための刑事訴訟手続の見直しについては、早期実現が必要。特許制度小委員会においては、実務的な論点についての検討に終始したものが多いため、イノベーション創出に向けた本質的な検討が今後なされることを期待
特定戦略分野の国際標準獲得に向けたロードマップの策定	◎	
クール・ジャパン戦略の推進	○	
10. アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築を通じた経済連携戦略		
EPA/FTA の締結の促進等	◎	
11. 「総合特区制度」の創設と徹底したオープンスカイの推進等		
総合特区の創設	◎	特区における事業の実施に不可欠な規制の特例措置が確実に講じられることを制度上、担保する必要
国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾、港湾運営の民営化	◎	CIQの改善もあわせて手当てすべき

首都圏空港を含めたオープンスカイの推進	○	
12. 「訪日外国人 3000 万人プログラム」と「休暇取得の分散化」		
「訪日外国人 3000 万人プログラム」の推進と「休暇取得の分散化」	○	訪日外国人 3000 万人プログラム
	—	休暇取得の分散化については、国民のコンセンサスを得ることが必要
13. 中古住宅・リフォーム市場の倍増等		
中古・リフォーム市場整備のための総合的プラン策定・実施	—	
老朽マンションの改修に係る決議要件の適用関係の整理、管理適正化の推進等マンションストック再生のための環境整備	○	
省エネ、耐震、バリアフリー性等に優れた住宅の普及促進	—	省エネ基準適合義務化は、客観性・実現可能性に留意し慎重な検討が必要
	○	長期優良住宅の共同住宅に係る基準の見直し
14. 公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進		
PFI 制度の拡充	○	
15. 「リーディング大学院」構想等による国際競争力強化と人材育成		
リーディング大学院の開始	○	本施策が一時的なものではなく、大学院の恒常的な改革につながるよう留意すべき
トップレベル頭脳循環システム（仮称）の実現	○	

産学官集中連携拠点の形成（つくばイノベーションアリーナナノテク拠点（TIA））	◎	
国の研究開発機関に関する新たな制度の検討	○	
テニュアトラック制の普及・定着	○	
研究開発独法を活用した研究開発人材・研究マネジメント人材等の育成	○	
16. 情報通信技術の利活用の促進		
電子行政の推進	◎	全体最適に係る権限と責任を有する政府 CIO の任命、BPR、社会保障・税の番号制度を広く電子行政や民間活用に展開していくことが重要
医療情報化の推進	◎	個別の実証実験ではなく社会全体をカバーするクラウド化を前提に推進する必要
教育の情報化の推進	◎	
情報通信技術利活用のための規制・制度改革	◎	行政刷新会議と IT 戦略本部の連携が課題
「光の道」構想の推進	—	
17. 研究開発投資の充実		
第4期科学技術基本計画の策定（研究開発投資目標の設定）	◎	
科学研究費補助金の基金化	○	

<p>科学・技術・イノベーション戦略本部（仮称）の創設</p>	<p>◎</p>	<p>「科学技術イノベーション戦略本部」の創設にあたり、①設置法・科学技術基本法等の関連法の見直し等による法律上の権限の強化、②他分野の関連政策（ICT 戦略、知財戦略等）を含めた総合的な政策展開、③予算・資源配分に関する権限強化、④議員構成の見直し（産業界出身者を半数以上）、⑤事務局・調査分析機能の質的・量的強化、⑥民間の意見が反映される実効あるプラットフォームの構築（「科学技術イノベーション戦略協議会」の制度設計）、について具体的に検討すべき</p>
<p>18. 幼保一体化等</p>		
<p>幼保一体化等の促進</p>	<p>○</p>	<p>ただし、事業主負担がないことが前提</p>
<p>19. 「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入</p>		
<p>実践キャリア・アップ制度の導入</p>	<p>○</p>	<p>制度の効果を最大化するために、対象を今後成長が期待される新産業に特化し、また、普及を阻害しない観点から処遇との連動は避けるべきである</p>
<p>「パーソナル・サポート・サービス」の導入等</p>	<p>△</p>	<p>産業競争力の観点から効果は未知数</p>

20. 新しい公共		
「新しい公共」に係る取組の深化	○	「『新しい公共』の担い手としての企業の在り方等」に関し、まずは、本業を通じた社会的な課題解決への貢献を企業の役割の基本に据えるとともに、企業の自主性を最大限尊重すべき
マルチステークホルダーからなる「社会的責任に関する円卓会議」を通じた協働	○	政府だけでは解決できない社会的に重要な政策課題に関し、各ステークホルダーが自発的に参加するメリットを感じることができる取り組みを実施すべき
現場対話とインターネット活用等による「熟議」を通じた政策形成メカニズムの導入	△	
社会進歩を測定する指標づくりに関し、各国政府及び国際機関と連携し、新しい成長及び幸福度について調査研究を推進。幸福感・満足感を引き上げる観点から社会的課題を解決	—	
21. 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進		
総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進	—	各取引所の自主的な判断を尊重すべき

その他の新成長戦略関連施策		
(1) 環境・エネルギー		
スマートグリッドの導入、情報通信技術の利活用、熱等のエネルギーの面的利用等	○	
省エネ基準の適合義務化について、対象、時期等の検討	×	
エネルギー消費量や温室効果ガスの「見える化」に関する仕組みの構築	△	競争力向上への効果が不明
都市鉱山のリサイクル等の循環型社会づくりの推進	△	「取りまとめ」の内容による
国内クレジットやオフセット・クレジットの拡充・支援による中小企業等の低炭素投資の促進	△	競争力向上への効果が不明
「緑の都市化」と都市・地域構造の低炭素化等に向けた制度の構築、取組の推進	△	競争力向上への効果が不明
次世代自動車（エコカー等）の普及促進及びロードマップの作成、燃費基準の強化	△	燃費基準の強化が競争力向上に与える影響は不明
環境負荷の低い鉄道・海運へのモーダルシフトの推進に向けたアクションプランの作成	△	アクションプランの内容次第

海洋資源、海洋再生可能エネルギー等の開発・普及の推進	○	日本のEEZに埋蔵されるメタンハイドレート、石油、天然ガス、改訂熱水鉱床の開発、洋上風力発電等の技術開発と実証実験を推進すべき
安全性の確保を前提とした原子力の着実な推進	○	
革新的技術開発の前倒し・重点化	○	
リースによる低炭素型設備の導入促進の枠組みや、民生・運輸部門を含めた低炭素化を促進する長期・低利融資スキームをはじめとした低炭素型投融資の拡大	○	
我が国企業の低炭素技術・インフラ及び製品の提供等を通じた海外における温室効果ガスの排出抑制等への貢献を適切に評価する仕組みの構築	○	
環境・エネルギー産業のアジアへの展開を推進	○	
(2) 健康		
遠隔医療の適切な普及のための現行規制の解釈・要件明確化	◎	「ICT利活用のための規制・制度改革」と一体的に推進すべき
24時間地域巡回型訪問サービス、レスパイトケア（家族の介護負担軽減）拡充の本格実施	○	

特別養護老人ホームへの社会医療法人の参入、公益性等を踏まえた運営主体規制の見直し	○	
地域包括ケア推進の法体系等の整備	○	
「日本発シーズの実用化に向けた薬事戦略相談（仮称）」の創設	○	
世界に先駆けた革新的新薬・医療機器創出のための臨床試験拠点の整備の着手	○	
大規模医療情報データベースの構築・医薬品等安全対策への活用	○	
サービス付き高齢者向け住宅（仮称）の制度化に関する法律の改正、民間事業者等によるサービス付き高齢者向け住宅（仮称）の供給支援	○	
(3) アジア経済		
日本国内投資促進プログラム	◎	
アジア債券市場の構築	○	各国での人材育成や域内の規制調和等を通じて、官民連携でわが国法制度の普及に取り組むべき
外為法に基づく報告書の簡素化	—	
関空・伊丹の経営統合に係る制度改革とコンセッション契約の検討	—	
造船業の国際競争力の強化	○	

(4) 観光・地域活性化		
「地域主権」型社会の構築	◎	道州制の導入につなげていくべき
大都市の成長戦略の策定	◎	
民間都市開発プロジェクトに係る規制緩和・金融措置等（法案提出・立ち上げ支援）	◎	
地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用	○	企業側の事務負担にならず、かつ、企業にとって有用な情報となるものにするべき
企業における事業継続計画（BCP）の策定促進のための策定事例の収集・情報提供等の実施	○	
農林漁業の再生	◎	基本方針、行動改革が競争力強化に資するものとすべき
農業者戸別所得補償制度の本格実施	△	競争力強化に資するかどうかは現場への影響を見極める必要
「六次産業化法」の施行及び「未来を切り拓く6次産業創出総合対策」の実施	◎	
輸出総合戦略の策定	◎	
「緑と水の環境技術革命総合戦略」の策定及び「緑と水の環境技術革命プロジェクト事業」の実施	○	
バイオマスの活用に関するロードマップの策定等	△	ロードマップの内容による

「資源管理・漁業所得補償対策」の実施	—	
複数の町工場が集積する「工場アパート」建設等のための市町村と連携した制度の創設	—	
事業引継ぎネットワークの創設	—	
(5) 科学・技術・情報通信		
第2次大学院教育振興施策要綱(仮称)の策定	—	
理数教育の強化と理系進学促進(「科学の甲子園」「サイエンス・インカレ」の創設、国際科学オリンピック参加の支援、スーパーサイエンスハイスクールの強化)	○	
産学人材育成パートナーシッププログラム	○	本プログラムの成果の継続的な活用に向けて十分に配慮すべき
新型インフルエンザワクチン開発基盤	○	
創薬等支援技術基盤プラットフォーム	○	
地域イノベーションシステムの構築	○	
ベンチャー・中小企業の知財マネジメントの強化(ワンストップ相談窓口の整備)	○	

ユーザーの利便性向上に資する特許制度の見直し	◎	
宇宙開発利用の推進	○	日本の宇宙システムのパッケージ（衛生開発、打上運用等）による外国市場への販売の官民連携と ODA の活用を進めるべき
著作権等に係る権利制限の一般規定の整備	○	
電子政府の総合窓口（e-Gov）の改善	◎	「ICT の利活用の促進、電子行政の推進」と一体的に推進すべき
データセンタの国内立地整備等の制度見直しの検討	◎	寒冷地（むつ小川原）を利用した大型データセンタの整備
大規模サイバー攻撃への対応、クラウド化や IPv6 に対応した情報セキュリティガイドラインの策定など情報通信技術を安心して利用できる環境の整備	○	
交通の高度情報化、システムの海外展開を見据えたロードマップの策定、運用モデルの検討、プローブ情報の集約・活用の効果の検証、グリーン ITS サービスの運用開始（試験運用を含む。）	◎	2013 年 ITS 世界会議（東京）における世界への発信に向けた推進
（6）雇用・人材		
雇用戦略の推進	○	

65 歳まで希望者全員の雇用が確保されるよう、施策の在り方について検討	—	より多くの“意欲や能力”のある高齢者の就業を社会全体として促進する観点では重要だが、具体的な施策については現在、検討が進められているところであるため、評価が困難。仮に、企業に対し一律的に高齢者の雇用を求める制度改正であれば、かえって産業競争力を低下させる懸念もあり、賛同できない
求職者支援制度の検討・創設	△	雇用のセーフティネットの充実という観点からは重要な施策であるものの、産業競争力の観点からの効果は未知数
有期労働契約に係る労働政策審議会での検討	×	有期労働契約に対する過度な規制は、労働者の就業機会の減少をもたらすとともに、企業にとっても弾力的な生産体制を維持することが困難となることから、極めて慎重に検討すべき
初等・中等教育段階での重要能力・スキルの確実な習得	○	
教職員の養成・採用・研修及び体制の抜本的見直し	○	
高等教育における修学環境の整備	—	
専修学校への単位制・通信制の導入	—	

(7) 金融		
企業結合規制の見直し	◎	迅速性・透明性を高めるという手続的 手当てに止まらず、グローバルな市場 での競争の実態を踏まえた判断とな るように審査基準についても見直す べき
金融資本市場・金融産業活性化等の ためのアクションプラン実行	○	関連の措置を盛り込んだ「資本市場及 び金融業の基盤強化のための金融商 品取引法等の一部を改正する法律案 (仮称)」を速やかに審議・成立させ るべき

<評価の基準>

◎	重点的に進めるべき政策 (競争力強化への貢献がとりわけ大きいものなど)
○	進めるべき政策
△	どちらともいえない
×	進めるべきでない、あるいは極めて慎重に検討すべき政策
—	現時点では評価不能 (現時点の検討内容では正確な評価ができないなど)

以 上